

令和 7 年度

環境生活部主要施策概要
(6月補正予算改訂版)



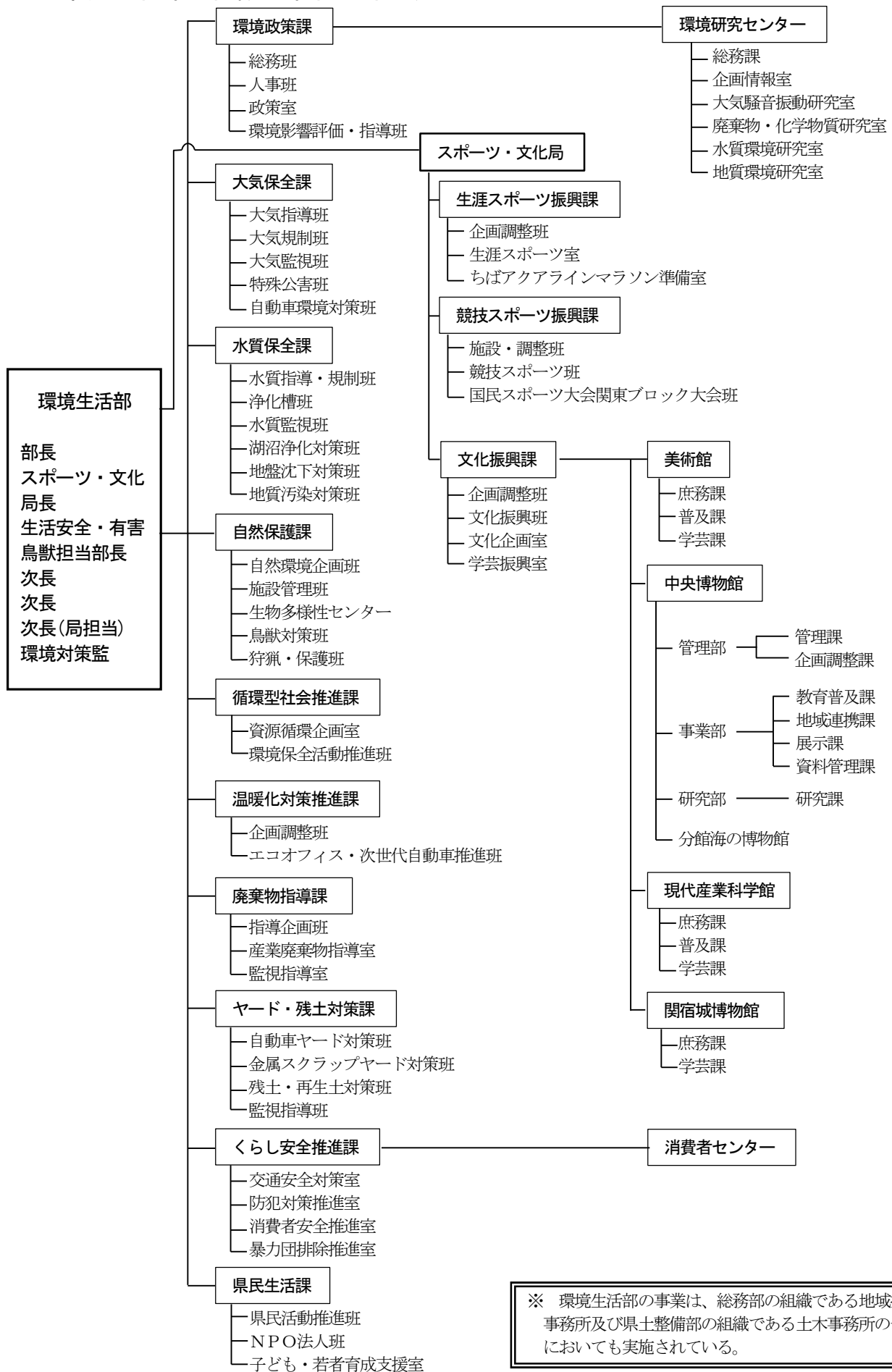
令和 7 年 7 月

千葉県環境生活部

目 次

1. 環境生活部の組織	1
2. 令和7年度 環境生活部の施策及び予算	
(1) 令和7年度 環境生活部の施策	2
(2) 令和7年度 環境生活部関係予算	7
(3) 各課の施策概要	
① 環境政策課	8
② 大気保全課	10
③ 水質保全課	13
④ 自然保護課	15
⑤ 循環型社会推進課	17
⑥ 温暖化対策推進課	19
⑦ 廃棄物指導課	22
⑧ ヤード・残土対策課	24
⑨ くらし安全推進課	26
⑩ 県民生活課	31
《スポーツ・文化局》	
⑪ 生涯スポーツ振興課	34
⑫ 競技スポーツ振興課	36
⑬ 文化振興課	38
参考資料	
(1) 各種審議会等設置状況	41
(2) 関係団体一覧	44
(3) 環境生活部各課等の主な業務	46
(4) 窓口・担当課連絡先一覧	53

1. 環境生活部の組織（令和7年4月1日）



※ 環境生活部の事業は、総務部の組織である地域振興事務所及び県土整備部の組織である土木事務所の一部においても実施されている。

2. 令和7年度 環境生活部の施策及び予算

(1) 令和7年度 環境生活部の施策

① 地球温暖化対策の推進

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、国では、令和3年5月に地球温暖化対策推進法を改正し、2050年カーボンニュートラルを基本理念として位置づけるとともに、同年10月には、国の地球温暖化対策計画及び気候変動適応計画を改定し、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比26%から46%削減に引き上げました。

そこで県では、令和5年3月に、国の計画見直しや国内外の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、「千葉県地球温暖化対策実行計画」及び「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を統合する形で改定するとともに、2050年カーボンニュートラルに向けた千葉県としての目指す姿や、関連施策に係る基本的・中長期的な考え方を示すものとして「千葉県カーボンニュートラル推進方針」を策定したところです。

改定後の実行計画においては、千葉県の温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比40%削減（改定前：22%）とし、更なる高みを目指すことを目標とするとともに、新たに「再生可能エネルギーの導入比率」「新築着工件数に占めるZEH化・ZEB化の割合」など、県の施策の実施に関する目標を設定しました。

また、推進方針では、本県の自然環境や産業などの特色や高いポテンシャルを活かし、環境保全を図りつつ、地域経済を好循環に導くとともに、くらしの質の向上など社会の持続的な発展に資する取組を推進することとしております。

なお、国においては、令和7年2月に地球温暖化対策計画を改定していることから、この内容も踏まえ、県としては、省エネ・再エネ設備の設置や電気自動車・充電設備導入への支援等を実施するとともに、県民・事業者・行政などあらゆる主体とカーボンニュートラルの目的を共有し、官民連携体制を構築しながら、意識改革・行動変容につながる取組を推進することにより、脱炭素社会への転換を促していきます。

なお、推進に当たっては、「京葉臨海コンビナート カーボンニュートラル推進協議会」、「港湾脱炭素化推進協議会」における連携やスマート農林水産業の推進などに、全庁を挙げて取り組んでいきます。

また、県自らの事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向け、令和5年3月に改定した千葉県庁エコオフィスプランに基づき、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー・省資源の推進等の取組を全庁的に加速していきます。

さらに、次世代型太陽電池として期待され、現在、日本発の技術として開発・実証が進められている「ペロブスカイト太陽電池」については、国を挙げて導入拡大に向けて取り組んでおり、その主要な原料であるヨウ素の世界有数の生産量を誇る本県においても、県有施設への率先導入を図り、県内自治体や民間企業における普及につなげていきます。

② 循環型社会の構築

循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生を抑制（リデュース）するとともに、廃棄物になったものについては環境への負荷の低減に配慮しつつ、できる限り再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）及び熱回収といった適正な循環的利用を、県民、事業者、国、県、市町村等で協力して推進します。

3Rに努めても、なお発生する廃棄物については、事業者等に対し適正な処理の指導を行います。

さらに、産業廃棄物の不法投棄を根絶するため、県民や市町村などとの連携による監視や取締りの強化に努めます。

有害使用済機器の適正な保管等の確保のため、市町村と連携し、監視や指導に努めます。

再生土の埋立て等については、平成31年4月に施行された再生土条例に基づき、適正な埋立てを確保するため、監視や指導に努めます。

残土の埋立て等については、不適正な埋立てを防止するため、市町村との連携による監視や指導の強化に努めます。

自動車部品のヤードについては、これまでに把握したヤードの実態を踏まえ、警察と密に連携しながら、不法自動車ヤードの一掃を目指します。

金属スクラップヤード等については、令和6年4月に施行した金属スクラップヤード等規制条例に基づき、事業場の構造や金属スクラップ等の保管方法等について、条例に定める基準を遵守するよう指導し、不適正なヤードの一掃を目指します。

③ 豊かな自然環境と大気・水環境の保全

本県は、緑豊かな房総丘陵、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、東京湾に残された貴重な干潟、様々な動植物が生息・生育する里山・里海など、豊かで多様な自然に恵まれている一方、首都圏に位置し、経済活動も活発に行われています。

本県の大気・水環境は、改善傾向にあるものの、光化学スモッグ注意報の過去10年間の平均発令回数は、8.7日と依然多い状況にあり、令和5年度の水質の環境基準達成率も68.2%と全国の89.2%を下回っています。

また、地盤沈下については、九十九里地域など一部の地域においては、いまだ沈下が継続しています。

さらに、成田空港や羽田空港等に発着する航空機の騒音も問題となっています。

今後とも、県民のかけがえのない財産である自然公園などを保全するとともに、県内外の人たちが豊かな自然とふれ合えるための取組を進めます。

良好な大気・水環境を保全するため、継続した監視を行い、環境を汚染する物質の排出者に対する指導や排出量を削減するための取組を推進するとともに、地盤沈下を防止するため、地下水及び天然ガスかん水の採取を抑制する取組を推進します。

騒音の少ないくらしを確保するため、自動車騒音の継続した監視を行うとともに、航空機騒音については固定測定局等での常時監視を実施し、騒音軽減のための取組を推進します。

④ 野生生物の保護と適正管理

野生生物の絶滅や個体数減少の原因としては、生息地などの環境の変化、外来生物や特定の鳥獣の著しい増加による生態系への影響が考えられますが、さらに、もともと希少な種については、盗掘・密猟も無視できない影響を及ぼしています。

一方、飼育していた動物の放棄、捕獲の担い手の減少や耕作地の放棄などにより生じた外来生物や有害鳥獣の増加は、生態系への影響ばかりでなく、農業や生活にも問題を

生じさせています。

このため、ミヤコタナゴ、シャープゲンゴロウモドキ、ヒメコマツなどの絶滅が危惧されている希少な動植物の保護・増殖に取り組むとともに、本県の豊かな自然環境と生物多様性の重要性について理解の促進を図るため、普及啓発に努めます。

また、アカゲザル、キョン、カミツキガメなど、生態系へ悪影響を及ぼし、県民生活や農林業等に被害を与える特定外来生物については、根絶に向けて、集中的な防除に取り組みます。

さらに、農林業等に甚大な被害を及ぼし、生活被害や生態系への悪影響をもたらす、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどの有害鳥獣については、適正管理に必要な生息状況調査や市町村等への支援等に取り組みます。

⑤ 新たな犯罪形態にも対応する犯罪の起こりにくい社会づくりと被害者等支援の充実

県内の刑法犯認知件数は、新型コロナウイルス感染症発生前の令和元年よりは減少しているものの令和4年から3年連続で増加し、殺人・強盗などの重要犯罪や高齢者を狙った電話d e詐欺の認知件数等は、全国的に見て高水準にあります。

さらに、SNSや求人サイトを通じた緩やかな結びつきで離合集散を繰り返し、匿名性の高い通信手段等を利用しながら特殊詐欺や強盗等の犯罪に関与する「匿名・流動型犯罪グループ」の台頭により、本県を取り巻く組織犯罪の情勢が大きく変化しています。

安全で安心な社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことが重要であることから、関係機関・団体等と連携して、地域の犯罪情勢に即した総合的な犯罪抑止対策を推進するとともに、SNS等による情報発信・広報啓発活動を積極的に実施し、地域の防犯力の向上を図ります。

また、犯罪被害者等は、ある日突然に生命、財産、心身などに直接的な被害を受けるだけでなく、被害直後から様々な対応が必要となることに加え、周囲の人からの配慮に欠けた言動等の二次的被害に苦しめられることもあり、総合的かつ継続した支援が必要とされています。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるよう、関係機関と連携を強化し、支援の充実を図るとともに、県民や事業者が犯罪被害者等の状況や支援の必要性を理解し、社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成を図ります。

⑥ 交通安全県ちばの確立

県内の令和6年中の交通事故発生状況は、発生件数・負傷者数は一昨年と比べて減少しているものの、死者数は131人と一昨年より4人増加しており、都道府県別では依然として交通事故多発県となっています。

県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、関係機関・団体などと協力し、広報啓発活動や交通安全教育を実施します。

具体的には、「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」に基づき策定された計画に基づき、より一層の飲酒運転の根絶に向けた環境づくりに取り組むとともに、自転車の安全利用を推進し、自転車乗車用ヘルメットの着用キャンペーンや購入補助を実施します。

また、横断歩道上における事故を防止するゼブラ・ストップ活動を啓発するとともに、

高齢者の事故が多いことを踏まえ、高齢者の交通事故対策を実施するほか、交通事故が多発している箇所では、関係機関などが共同して行う現地診断等により、事故発生原因の分析等を行います。

⑦ 消費生活の安定と向上

令和5年度に、県・市町村に寄せられた消費生活相談は、51,871件で、依然として多くの相談が寄せられています。

近年では、携帯電話会社等を騙る、身に覚えのない未納料金請求に関する相談や、突然業者が来訪し、高額なりフォーム工事の契約をさせられたといった相談が多く寄せられるなど、消費者トラブルが後を絶ちません。

そのため、県民が安全で、安心な消費生活を送ることができるよう、市町村の消費生活相談体制の充実に向けた支援や市町村と県消費者センターとの連携の強化を進めるとともに、消費生活相談窓口の周知を図ります。

また、関係機関とともに消費者の自立を支援し、家族や地域での見守りを促進するための消費者教育や情報提供などの事業を推進するとともに、悪質事業者に対する指導を強化します。

⑧ 県民活動の推進

少子高齢化の急速な進展や価値観の多様化などにより、地域コミュニティの機能低下が進む中、県民が自発的に地域の様々な課題の解決を図り、地域社会をより豊かにしていこうとする社会貢献活動、すなわち「県民活動」の重要性が年々高まっています。

こうした県民活動をめぐる状況の変化等を踏まえて策定した「千葉県県民活動推進計画」に基づき、県民活動への理解や参加の促進・定着、市民活動団体等の基盤強化等の支援、多様な主体による連携・協働の促進に取り組んでいきます。令和7年度は現計画の最終年度にあたり、今年度中に次期計画を策定します。

⑨ 青少年の健全育成

情報化、グローバル化、少子高齢化が急速に進行するなど、こども・若者を取り巻く環境が大きく変化する中、多様化・複雑化する青少年問題に的確に対応するため、社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者に対して、状況に応じた支援を行うとともに、非行に走ったり、犯罪被害に遭ったりしたこども・若者の立ち直りを支援します。

また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるよう、関係機関・団体と連携した広報・啓発の充実と、青少年を守るための環境の整備に努めます。

さらに、家庭・学校・地域が連携し、社会全体でこども・若者の成長を支える社会づくりに取り組みます。

⑩ スポーツの振興

ライフスタイルやライフステージに応じて多様なスポーツに親しむことは、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合うコミュニティの形成につながっていきます。

多くの県民が日常的にスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設の整備や総合型地域スポーツクラブに対する支援などの環境整備を行っていくほか、障害の有無にかかわらず、

誰もが分け隔てなく一緒に楽しむことができるよう、パラスポーツの普及・振興にも取り組んでいきます。

また、本県には、豊かな自然環境の中で楽しめるマリンスポーツや、隔年で開催され多くの方々に参加いただいている「ちばアクアラインマラソン」といった、多くのスポーツ資源があります。こうしたスポーツ資源を活用することで、人と物の交流を生み、地域の活性化につなげていきます。

⑪ 文化芸術の振興

文化芸術は、県民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で欠かせないものであり、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他社会のあらゆる分野と関わり、地域社会の発展と県民の活力を高めていく貴重な財産です。「県民誰もが文化芸術に親しめる千葉」を目指し、以下の4つの施策の柱に基づいて文化振興施策を展開していきます。

- 1 県民が文化芸術に親しむための基盤の整備・充実
- 2 文化芸術を通じた連携・協働
- 3 多様な伝統文化の保存・継承・活用
- 4 ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信

(2) 令和7年度環境生活部関係予算

千葉県6月補正後予算額(一般会計)

2,187,797,192 千円

環境生活部6月補正後予算額

24,202,482 千円 (構成比 1.1%)

(各課内訳)

(単位:千円、%)

区分	令和7年度 6月補正後予算				令和6年度		対前年度比	
	A	財源内訳			当初予算 B	最終予算 C	対当初 A/B	対最終 A/C
		国庫支出金	その他	一般財源				
環境政策課	4,837,024	1,225	152,105	4,683,694	4,479,240	4,765,125	108.0	101.5
人件費	4,615,886	0	127,429	4,488,457	4,325,166	4,619,933	106.7	99.9
事業費	221,138	1,225	24,676	195,237	154,074	145,192	143.5	152.3
大気保全課	621,438	115,881	75,854	429,703	543,615	457,147	114.3	135.9
人件費	57,428	3,623	265	53,540	37,527	50,475	153.0	113.8
事業費	564,010	112,258	75,589	376,163	506,088	406,672	111.4	138.7
水質保全課	1,220,744	53,493	41,312	1,125,939	1,167,030	1,162,896	104.6	105.0
人件費	36,650	0	166	36,484	17,461	35,706	209.9	102.6
事業費	1,184,094	53,493	41,146	1,089,455	1,149,569	1,127,190	103.0	105.0
自然保護課	1,859,544	412,994	129,151	1,317,399	1,459,616	1,496,682	127.4	124.2
人件費	51,004	550	5,367	45,087	48,742	54,595	104.6	93.4
事業費	1,808,540	412,444	123,784	1,272,312	1,410,874	1,442,087	128.2	125.4
循環型社会推進課	196,792	81,815	39,375	75,602	152,093	163,460	129.4	120.4
人件費	3,811	0	18	3,793	3,385	3,356	112.6	113.6
事業費	192,981	81,815	39,357	71,809	148,708	160,104	129.8	120.5
温暖化対策推進課	2,019,052	35,908	1,903,183	79,961	1,816,114	1,963,820	111.2	102.8
人件費	3,904	0	16	3,888	3,343	3,623	116.8	107.8
事業費	2,015,148	35,908	1,903,167	76,073	1,812,771	1,960,197	111.2	102.8
廃棄物指導課	464,640	0	192,451	272,189	430,298	437,772	108.0	106.1
人件費	131,590	0	1,218	130,372	123,303	128,854	106.7	102.1
事業費	333,050	0	191,233	141,817	306,995	308,918	108.5	107.8
ヤード・残土対策課	197,059	0	129,458	67,601	105,971	122,199	186.0	161.3
人件費	26,136	0	118	26,018	16,609	39,727	157.4	65.8
事業費	170,923	0	129,340	41,583	89,362	82,472	191.3	207.2
くらし安全推進課	778,785	145,463	1,881	631,441	625,650	878,085	124.5	88.7
人件費	234,646	12,644	1,102	220,900	215,805	232,859	108.7	100.8
事業費	544,139	132,819	779	410,541	409,845	645,226	132.8	84.3
県民生活課	106,334	0	737	105,597	103,513	97,305	102.7	109.3
人件費	8,030	0	36	7,994	7,495	6,622	107.1	121.3
事業費	98,304	0	701	97,603	96,018	90,683	102.4	108.4
生涯スポーツ振興課	609,773	7,214	237,399	365,160	350,324	340,103	174.1	179.3
人件費	260	0	0	260	260	221	100.0	117.6
事業費	609,513	7,214	237,399	364,900	350,064	339,882	174.1	179.3
競技スポーツ振興課	2,440,224	0	995,632	1,444,592	2,940,405	2,904,897	83.0	84.0
人件費	0	0	0	0	0	0	-	-
事業費	2,440,224	0	995,632	1,444,592	2,940,405	2,904,897	83.0	84.0
文化振興課	8,851,073	36,182	5,787,557	3,027,334	10,120,549	10,075,052	87.5	87.9
人件費	107,840	0	4,134	103,706	105,529	128,257	102.2	84.1
事業費	8,743,233	36,182	5,783,423	2,923,628	10,015,020	9,946,795	87.3	87.9
合計	24,202,482	890,175	9,686,095	13,626,212	24,294,418	24,864,543	99.6	97.3
人件費	5,277,185	16,817	139,869	5,120,499	4,904,625	5,304,228	107.6	99.5
事業費	18,925,297	873,358	9,546,226	8,505,713	19,389,793	19,560,315	97.6	96.8

(3) 各課の施策概要

環 境 政 策 課

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、環境基本計画に基づき総合的な施策の展開を推進する。

重点事項

- 千葉県公害審査会の運営 1,552千円
公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図ることを目的として、千葉県公害審査会を設置し、あっせん、調停又は仲裁等を行う。
- 環境影響評価事業 11,240千円
大規模な開発行為が周辺環境に重大な影響を及ぼすことがないよう、環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例に基づき、千葉県環境影響評価委員会への諮問や知事意見の提出など必要な手続を実施する。

1. 環境保全対策事業

- (1) 千葉県環境審議会の運営 888千円
環境保全に関する基本的事項のほか、各種法令等の規定に基づく事項について調査審議を行う。
- (2) 公害紛争・公害苦情処理
公害紛争の迅速な解決のため公害苦情の段階で適切な処理が図られるよう、県の環境生活部環境関係課と地域振興事務所に苦情相談員を置き、その処理にあたりとともに、市町村の相談員と密接な連絡調整を行い、公害苦情について適切な処理を推進する。
- (3) 環境保全協定
千葉市から富津市に至る東京湾臨海地域に立地する企業と県及び関係市で締結した「環境の保全に関する協定」に基づき、関係市と連携しながら適正な運用を指導し環境の保全を図る。
- (4) 環境基本計画の推進 450千円
計画の進行管理として、事業の進捗状況等について点検・評価を行い、年次報告としてとりまとめ、千葉県環境基本条例第8条の規定により、環境白書の作成を行う。併せて、本計画について、県民、企業、市町村等に広く普及啓発するとともに、環境・経済・社会的課題の同時解決を図るための方法等について認識を共有し、様々な主体による連携した取組を促進する。

2. 公害防止施設等支援事業

- (1) 中小企業振興資金（環境保全資金）に係る融資対象事業認定
中小企業振興資金（環境保全資金）における融資対象事業の認定を行い、中小企業者等のカーボンニュートラルや公害防止等の取組を支援する。

3. 三番瀬再生推進事業

- (1) 三番瀬ミーティングの開催 354千円

地元住民や漁業関係者等から広く意見を聴くため、三番瀬ミーティングを開催する。

4. 環境研究センター機能強化事業

- (1) 基本計画の策定 91,500千円

新たな環境研究センターの設計に先立ち、建設予定地の測量及び土壌汚染調査を実施する。

5. 調査研究事業

環境研究センターにおいて、公害の防止及び環境の保全のための各種調査研究を行う。

- 大気・騒音振動及び化学物質に関する調査研究（大気保全課関連） 120,559千円
- 水質環境及び地質環境に関する調査研究（水質保全課関連） 49,933千円
- 廃棄物に関する調査研究及び環境保全の啓発（循環型社会推進課・廃棄物指導課関連） 6,852千円
- 気候変動影響及び適応に関する情報等の収集及び啓発（温暖化対策推進課関連） 613千円
- 環境研究センターの研究機器等整備及び管理運営（環境政策課関連） 112,793千円

大 気 保 全 課

安心して暮らすことができる健やかな環境を守るため、良好な大気環境や騒音の少ないくらしの確保に向けた施策を推進していく。

重点事項

○ 大気環境の常時監視

317,672千円

大気環境常時測定局において、大気汚染状況の常時監視を行い、光化学スモッグの発生時には、速やかに注意報等を発令し、県民の健康被害を防止する。また、PM_{2.5}についても高濃度になるおそれがある場合には、県民に対し注意喚起を行う。

東京電力福島第一原子力発電所事故等により放出された放射性物質について、大気中の放射線量率等の監視を行う。

○ 大気汚染発生源対策

74,139千円

一般環境大気監視測定局における大気環境基準や二酸化窒素に係る環境目標値の達成に向け、工場・事業場に対する排出削減指導を行う。

○ 自動車環境対策

48,966千円

「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」の規制に適合した車両への転換や低公害車の導入等について、事業者指導を行うとともに、「千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」等による各種施策を計画的・総合的に推進する。

○ 航空機騒音対策

63,093千円

航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、成田空港、羽田空港及び下総飛行場の周辺地域で騒音監視を行う。

1. 大気監視事業

(1) 大気環境常時測定機の整備

52,365千円

県で整備した大気環境常時測定局38局に設置している大気汚染自動測定機について、計画的に機器の更新を行う。

(2) 大気中の放射線量率等の監視

99,811千円

東京電力福島第一原子力発電所事故等により放出された放射性物質について、大気中の放射線量率を県内7箇所に設置したモニタリングポスト等により測定・公表するとともに、市町村ヘサーベイメータの貸し出しを行う。

(3) 有害大気汚染物質大気環境調査

27,939千円

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ベンゼン、ダイオキシン類等の有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握し、環境基準の達成状況等を確認する。

2. 大気指導事業

(1) 光化学スモッグ低減対策

935千円

光化学スモッグ注意報等の発令時に緊急時対策として、ばい煙及び揮発性有機化合物（VOC）を排出する工場・事業場に対して、排出削減措置を要請する。

また、光化学スモッグの発生を抑制するため、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例に基づき、事業者に対してVOC削減計画及び実績報告の提出を求めて公表し、事業者によるVOC削減の自主的取組を促進するとともに、国の動向を見極めながら、本条例に基づく指針の見直しを検討する。

(2) ばい煙発生施設等立入検査・調査等

20,784千円

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法（大気汚染に係るもの）及び環境保全協定等に基づき、工場・事業場の立入検査等を実施し、排出基準等の確認を行うとともに、大気汚染物質の排出量の抑制を指導し、大気汚染防止対策の徹底を図る。

(3) アスベスト対策

6,999千円

アスベスト（石綿）の大気中への飛散を防止するため、アスベストを使用した建築物等の解体等作業に対する監視指導を実施するとともに、一般大気中のアスベスト濃度の調査を実施し、県民への情報提供を行う。

また、建築業者等の関係団体や市町村、庁内関係課に対し、改正大気汚染防止法の周知、石綿の飛散・ばく露防止対策に係る情報提供等を実施する。

(4) 化学物質対策

311千円

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（通称「PRTR法」）に基づき、有害化学物質の環境への排出量等の情報について事業者からの届出を受け付け、国に報告する。

また、国から通知されるデータを活用し、県民に対する情報提供を行う。

3. 自動車環境対策事業

(1) 自動車環境監視指導

6,538千円

「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」に基づく運行規制及び燃料規制の遵守状況を確認するため、立入検査等を実施し、改善指導を行うとともに、千葉県環境保全条例に基づくアイドリング・ストップに係る指導等を行う。

(2) 自動車排出窒素酸化物等総量削減計画進行管理調査

13,727千円

国からの委託を受け、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の対策地域における自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の排出量等を把握し、「第2期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の進捗管理を行う。

(3) 自動車騒音常時監視

4,950千円

騒音規制法に基づき自動車騒音の状況を常時監視するとともに、環境基準の達成状況を把握し、道路騒音対策を推進するための資料として活用する。

4. 騒音・振動・悪臭対策事業

(1) 航空機騒音監視システムの運用管理・整備

63,093千円

成田空港、羽田空港及び下総飛行場周辺における航空機騒音の分布状況や環境基準の達成状況を把握するため、航空機騒音監視システムを用いた騒音の常時監視を行い、必要に応じ国等に騒音対策の実施を要請する。

また、各飛行場周辺の固定測定局に設置している騒音自動測定器については、計画的な機器の更新を行う。

(2) 騒音・振動・悪臭対策

5,332千円

騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の適正な施行を図るため、町村と連携した法規制地域の拡大・見直し並びに市町村職員への測定技術指導等を行う。

水 質 保 全 課

安心して暮らすことができる健やかな環境を守るため、良好な水環境、土壌・地盤環境の確保に向けた施策を推進していく。

重点事項

- 公共用水域及び地下水の水質監視事業 161,505千円
水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、公共用水域及び地下水の水質の常時監視を行う。
- 特定事業場等排水監視事業 38,854千円
水質汚濁防止法等に基づく規制対象となる特定事業場への立入検査を実施し、必要に応じて指導及び行政措置を行う。
- 生活排水対策浄化槽推進事業 230,000千円
生活排水による水質汚濁防止を図るため、市町村が実施する合併処理浄化槽の設置促進事業に対する助成を行う。
- 湖沼における外来水生植物対策事業 281,230千円
手賀沼及び印旛沼とその流域河川において、ナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物の繁茂状況を監視し、再繁茂や新たな漂着が確認された箇所について駆除を実施する。
また、市民団体が駆除する活動に要する経費に対し、補助金を交付する。
- 地下水汚染防止対策事業 57,828千円
トリクロロエチレン等揮発性有機化合物やPFOS及びPFOAによる地下水汚染対策を推進するため、市町村が実施する汚染防止対策への助成等を行う。
- 地盤沈下防止対策推進事業 1,914千円
地下水流解析ソフトウェアを導入し、地盤沈下の要因や適正な地下水利用などに必要な基礎資料を得る。

1. 水質指導事業

- (1) 東京湾の総量削減対策事業 98千円
東京湾の水質浄化に資するため、国が定めた第9次の総量削減基本計画方針に基づき令和4年度に策定した「第9次東京湾総量削減計画」について、その周知・啓発を行う。
- (2) 海水浴場水質監視事業 4,258千円
県内全ての海水浴場について、遊泳期間前及び遊泳期間中に水質調査を行い、海水浴場開設者に対し、必要に応じて水質保全対策を指導する。
- (3) 浄化槽総合管理推進事業 35,137千円
浄化槽の適正な設置・維持管理を徹底するため、法定検査の受検促進、立入検査、管理者に対する啓発・指導及び浄化槽台帳の整備を行う。

2. 湖沼浄化対策事業

(1) 湖沼水質保全計画策定事業

11,591千円

令和8年度末の次期（第9期）湖沼水質保全計画の策定に向け、効果的な水質改善策の検討などを実施する。

(2) 手賀沼水環境保全協議会負担金

13,767千円

手賀沼の水質浄化を推進するため、流域市、利水団体及び住民団体で構成する協議会が主体となり、各種水質浄化対策事業、啓発事業を実施する。

3. 地質環境対策事業

(1) 地盤変動精密水準測量事業

177,430千円

地盤の変動状況を経年的に把握するため、地下水の汲み上げ規制地域及び天然ガスかん水汲み上げ地域を中心に精密水準測量を実施する。

(2) 地下水位及び地盤沈下観測井管理事業

54,950千円

地下水位及び地盤沈下の実態を把握するため、観測井における観測を行うとともに付帯機器等の保守管理を行う。

(3) 地下水における硝酸・亜硝酸性窒素の汚染状況調査・負荷削減対策事業

7,105千円

地下水環境基準の超過率の高い硝酸・亜硝酸性窒素について、市町村が取り組む汚濁負荷削減対策を支援するとともに、モデル地域の水質の追跡調査等を実施し、総合的に対策を推進する。

(4) 土壌汚染対策事業

350千円

土壌汚染対策法に基づく事務事業を円滑に遂行するため、汚染状況の確認調査を行う。

(5) 土壌ダイオキシン類調査事業

2,302千円

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、土壌ダイオキシン類の常時監視を行う。

(6) 養老川に係る水質保全対策事業

30,082千円

市原市妙香地先の廃棄物埋立地に起因する水質汚染問題について、引き続き、地元市と協力して、汚染物質の除去及び拡大防止対策を実施する。

自然保護課

地域固有の多様な生物が生息・生育する優れた自然環境等の保全、県民が自然の豊かさに親しむことができる自然公園等の適正な維持・管理、人と野生鳥獣との共存など、本県の豊かな生物多様性を次世代に引き継いでいくための施策を推進する。

重点事項

○ 野生鳥獣の適切な管理

859,614千円

野生鳥獣による農作物等被害が拡大していることから、市町村が実施する有害鳥獣捕獲事業へ引き続き助成を行うとともに、指定管理鳥獣であるイノシシやニホンジカの生息域の拡大防止等を目的に、生息域の外縁部等において県が主体となって捕獲を行うほか、捕獲従事者の負担軽減を図るため、市町村が整備する捕獲個体の処理施設等に対して助成する。

さらに、捕獲従事者を確保・育成するため、捕獲技術向上を図るための研修や新人ハンター入門セミナー、千葉県有害鳥獣捕獲協力隊事業等を実施する。

○ 特定外来生物対策の推進

195,090千円

海外から持ち込まれ、生態系等に影響を及ぼしている特定外来生物のうち、緊急に対策が必要なアカゲザル（ニホンザルとの交雑種含む）、アライグマ、キョン及びカミツキガメについて、それぞれの防除実施計画に基づき、防除を実施する。

また、分布域が拡大しているナガエツルノゲイトウについては、県内全域における調査結果をまとめた分布図を活用し、計画的・効果的な防除を促進する。

○ 生物多様性保全施策の推進

39,285千円

生物多様性の保全に向け、希少な野生生物の保護、生物多様性に係る地域の取組の促進、生物多様性の普及啓発、企業等との連携、基礎情報の収集・提供、専門的・科学的な指導・助言等の事業について、生物多様性センターを中心に実施する。

○ 自然公園施設の再整備等

413,573千円

自然公園の利用促進を図るため、多くの人々が豊かな自然とふれあえる野外活動の場である自然公園施設（休憩所・公衆便所・遊歩道等）について、安全で快適な利用ができるよう、必要な整備や改修等を行う。

1. 自然環境保全事業

(1) 自然環境保全地域等の指定及び保全

5,278千円

優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくため、県自然環境保全条例に基づき、28の地域を自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域に指定しており、その面積は約2千ヘクタールで県土の約0.4%である。

自然環境保全地域等内における各種開発行為の規制（知事の許可、届出）を適切に実施するとともに、千葉県自然公園指導員による巡回・指導等を行うことにより、貴重な自然環境等を保全する。

(2) 自然環境保全協定及び緑化協定

土地の形質変更等に際し、良好な自然環境を保全するため、自然環境保全協定を締結する。

また、1ヘクタール以上の工場用地等を対象に、公害や災害を防止し生活環境を維持するため、緑化協定を締結して緑化及び緑地保全を推進する。

(3) 三番瀬の自然環境調査等

4,638 千円

三番瀬の自然環境の変動等を把握するため、三番瀬海域及び周辺地域において、鳥類の飛来状況にかかる調査を実施する。

また、ラムサール条約登録（その前提となる国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定）について、関係者の理解の促進に努める。

(4) 行徳湿地の保全

9,956 千円

三番瀬の後背湿地としての機能を有する行徳湿地について、水路の機能管理やヨシ等の刈り取りなどの維持管理を行う。

2. 自然公園事業

本県には、2つの国定公園（南房総、水郷筑波）と8つの県立自然公園（笠森鶴舞、印旛手賀、九十九里、大利根、嶺岡山系、高宕山、養老溪谷奥清澄、富山）があり、その面積は約2万8千ヘクタールで県土の約5.5%である。

この自然公園の貴重な自然環境を保護するとともに、適正な利用を促進するため次の事業を行う。

(1) 自然公園内の規制

12,681 千円

自然公園内における各種開発行為の規制（知事の許可・届出）を適切に実施する。

また、県立九十九里自然公園海浜部の貴重な動植物を保全するため、車両乗り入れ規制を継続し、その周知を図るため啓発や標識の整備等を行う。

(2) 自然公園施設等の管理運営

73,861 千円

自然公園施設等について、大房岬・白子の自然公園施設及びいすみ環境と文化のさとセンターは指定管理者制度により、館山、片貝自然公園施設、勝浦海中公園施設及び釣ヶ崎園地は地元市町等への管理運営委託により、適切に管理し、幅広い利用を促進する。

(3) 自然歩道管理事業

33,374 千円

首都圏自然歩道について、安全で快適に利用できるよう老朽化した標識等の再整備を行う。

3. 野生鳥獣の保護・管理及び狩猟等の適正化事業

(1) 野生鳥獣の保護・管理事業

138,858 千円

鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等の指定や整備、行徳鳥獣保護区の維持管理などを行う。

また、傷病野生鳥獣の救護等の支援を行うとともに、愛鳥週間の諸行事を通して鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

(2) 狩猟免許及び適正指導取締事業

51,090 千円

狩猟制度を適正に運営するため、狩猟免許試験の実施や狩猟者登録事務を行う。

また、狩猟事故や密猟等を防止するため、講習会等を通じて狩猟者の資質の向上を図るとともに、鳥獣保護管理員や関係機関と連携し、安全対策や指導・取締りを実施する。

循環型社会推進課

循環型社会の構築に向け、3Rの推進などの資源循環施策の展開を図るとともに、廃棄物を排出する事業者等への指導や災害廃棄物対策などにより、廃棄物の適正処理を推進する。

重点事項

○ 3R等推進事業

11,287千円

循環型社会の構築に向け、環境への負荷の低減に配慮した、ものを大切にするライフスタイル（「ちばエコスタイル」）への転換を推進しており、海洋プラスチックごみや食品ロスなどに県民の関心が高まる中で、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を図る3R等の取組について更なる浸透を図り、各主体の具体的な取組へと繋げていくための啓発を実施する。

○ 災害廃棄物処理対応力強化事業

5,630千円

発災時における災害廃棄物の早期・適正処理を図るため、市町村職員に対し、仮置場候補地において、搬入や撤去のシミュレーションを行う実地研修等を実施する。

○ 指定廃棄物の処理

県内に保管されている指定廃棄物が、国により安全・安心に処理されるよう適切に対応していく。

1. 資源循環推進事業

(1) 循環産業活性化支援事業

229千円

排出事業者が、廃棄物の処分を外部に委託する場合に、より先進的なリサイクル技術を有する廃棄物処理業者を選定できるよう、排出事業者と処理業者相互の情報交換等の機会を提供する。

(2) バイオマス活用推進事業

369千円

バイオマス利活用研修会を開催するなど、市町村や事業者、県民等への普及啓発等を行い、バイオマスの活用を促進する。

2. 一般廃棄物対策事業

(1) 一般廃棄物処理施設水質・残灰分析

5,822千円

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、主としてごみ焼却施設及び最終処分場を対象に、立入検査を行うなど、適正な維持管理の徹底を指導・助言する。

3. 廃棄物処理計画関連事業

(1) 持続可能な一般廃棄物処理に係る長期広域化等計画策定事業

15,264千円

令和6年3月に環境省から、人口減少等が進行しつつある中、プラスチック等の資源循環強化、災害対策強化、気候変動対策の推進等の観点から、中長期的な視点での安定的・効率的な処理体制の確

保のため、都道府県が主体となり、2050年度までを期間とする長期広域化・集約化計画を策定するよう通知があったことから、県では令和8年度末を目途に当該計画を策定する。

(2) 廃棄物処理計画策定事業

17,721千円

廃棄物処理計画は、廃棄物の減量や適正処理を推進するための廃棄物処理法に基づく法定計画である。令和7年度は、前年度に実施した基礎調査の結果を踏まえ、廃棄物の減量等についての目標値、重点的に取り組むべき課題及び循環型社会構築に向けた展開する具体的施策を含めた第11次廃棄物処理計画（8年度～12年度）を策定する。

(3) 災害廃棄物処理計画改定事業

11,560千円

平成30年3月に策定した「千葉県災害廃棄物処理計画」について、近年の災害の激甚化を踏まえ、水害による廃棄物の発生量の推計方法等について検討を行うとともに、最新の知見を反映させるなど、より実効性のある計画とするため、令和8年度までの2か年で改定を行う。

(4) 産業廃棄物処理実態調査事業

2,621千円

千葉県廃棄物処理の進捗状況を的確に把握・管理することを目的として、県全体における産業廃棄物の業種別・種類別の発生量、中間処理量、最終処分量等の現況を把握する。

4. 環境保全対策事業

(1) 環境学習・環境保全活動促進事業

23,538千円

環境問題を自分ごととして捉え、問題解決に向けて行動する人づくりを進めていくため、令和3年3月に策定した「千葉県環境学習等行動計画」に基づき、県民・学校・事業者等と連携・協働して環境学習等の取組を推進する。

また、気候変動等の環境問題やSDGsへの取組等、社会課題の解決に関心を持つ若者が増えていくことを踏まえ、若者の創意工夫による環境保全活動の企画コンペを実施し、活動への支援や、地域団体や企業への橋渡しを行い、次代の環境保全活動をリードする若手人材の育成を図る。

さらに、自然環境の保全・再生や循環型社会づくりを進めることを目的として、（一財）千葉県環境財団に設置した「ちば環境再生基金」の活用により、各種活動が円滑に実施されるよう支援し、県民総参加による環境再生を推進する。

(2) 千葉県地域環境保全基金

地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした活動を展開するための事業に要する経費の全部又は一部を支弁するため、平成2年3月に設置した本基金を有効に活用していく。

5. 海岸漂着物対策推進事業

(1) 海岸漂着物対策推進事業

86,677千円

千葉県海岸漂着物対策地域計画に定める重点区域での海岸漂着物の回収・処理等を実施する。

温暖化対策推進課

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、県民や事業者に対し、省エネ・再エネ設備の設置や電気自動車・充電設備等導入への支援と併せて、温暖化対策の必要性や有効な対策等の普及啓発による意識改革や行動変容の促進に向けた取組などを行う。さらに、県自ら率先して温室効果ガスの排出量削減に取り組むなど、緩和策と気候変動への適応の両面から地球温暖化対策の推進を図る。

重点事項

- **家庭向け脱炭素化促進事業** 636,000千円
家庭におけるCO₂排出量削減や災害時の電源確保を図るため、エネファーム・蓄電池等の住宅用省エネ設備、電気自動車・充電関連設備、リース等による太陽光発電設備の導入や、ZEHの取得について支援を行う。
- **事業者向け脱炭素化促進事業** 1,140,000千円
産業部門におけるカーボンニュートラルの取組を推進するため、中小事業者が行う省エネ設備や設備の効果的な運用を可能にするシステム（エネルギーマネジメントシステム）の導入補助を行うとともに、脱炭素化に特化した相談支援などを行う。
- **次世代自動車の普及促進** 125,156千円
平時はCO₂排出の削減、災害時は電源の確保につながる電気自動車の普及を促進するため、運輸・地域交通事業者や観光・宿泊事業者、中小事業者等が行う次世代自動車等の導入経費を助成するとともに、環境に配慮した自動車の普及啓発や、官民連携による充電環境の整備推進を図る。
- **地球温暖化対策推進事業** 50,760千円
カーボンニュートラルの実現のため、県民の脱炭素型ライフスタイル構築に向けたキャンペーン等を実施するほか、熱中症について、市町村や民間事業者と連携し対策を実施する。
また、家庭や事業所への再生可能エネルギーの導入を一層推進するため、太陽光発電設備の購入希望者を募り、一括発注することで価格低減を図る共同購入支援などを実施する。
- **千葉県庁エコオフィスプランの推進** 14,183千円
令和5年3月に改定したエコオフィスプランに基づき、県有施設への太陽光発電設備の導入や、公用車への電動車の導入等、県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に取り組む。
- **次世代型太陽電池率先導入モデル事業** 50,000千円
次世代型太陽電池として期待され、現在、日本発の技術として開発・実証が進められている「ペロブスカイト太陽電池」について、その主要な原料であるヨウ素の世界有数の生産量を誇る本県でモデル事業として県有施設への率先導入を図る。

1. 家庭向け脱炭素化促進事業（再掲）

- (1) **住宅用設備等脱炭素化促進事業** 516,000千円
家庭用蓄電池や窓の断熱改修、電気自動車等の脱炭素化に向けた住宅用設備等を導入する県民に、市町村が補助する事業に対して助成する。

- (2) 住宅用太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業 70,000千円
県民が住宅に、県の登録事業者から太陽光発電設備及び蓄電池をリース等で導入する場合に、リース料等を引き下げるよう県から当該事業者へ補助を行う。
- (3) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）導入促進事業 50,000千円
ZEHの一層の普及を促進するとともに、中小工務店でのZEH施工を後押しするため、中小工務店が施工したZEHを取得する県民に対し補助を行う。

2. 事業者向け脱炭素化促進事業（再掲）

- (1) 業務用設備等脱炭素化促進事業 1,035,000千円
県内の中小事業者等が、省エネ診断を受診するなどして、LED照明器具や高効率空調設備などの省エネ等に資する設備を導入する場合において、その費用の一部を助成する。
- (2) 中小事業者等向けスマート省エネ技術導入促進事業 40,000千円
エネルギー使用状況の見える化と設備の自動制御を可能にし、省エネ化及びコスト削減に資するEMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入経費の一部を助成する。
- (3) 事業者向け脱炭素化（伴走型）相談支援事業 30,000千円
事業所における脱炭素化に向けた取組のアドバイスや各種補助金の案内などを伴走型で実施するとともに、様々な業界に適した脱炭素化に資するテーマのセミナーやワークショップ等を開催する。

3. 次世代自動車の普及促進（再掲）

- (1) 事業者向け次世代自動車等導入促進事業 115,000千円
運輸・地域交通事業者が行うバスやトラック、タクシー等への次世代自動車等の導入や、中小事業者が行う充電設備等の導入に係る経費を助成するほか、観光・宿泊施設や太陽光発電設備への公共用充電設備の導入に係る経費を助成する。
- (2) 公用車EVカーシェアリングモデル事業 6,003千円
駅からアクセスの良い香取合同庁舎にEVを導入し、平日は公用車として使用、土日・祝日は観光客等に貸し出すカーシェアリングを試行する。また、ソーラーカーポート等を併設し、再生可能エネルギー電力をEVに充電する。
- (3) 次世代自動車普及啓発事業 3,373千円
県が公用車として導入している次世代自動車の環境イベントへの出展等を通じ、次世代自動車の普及啓発を図る。
- (4) 県立公園等における公共用EV充電設備導入モデル事業
柏の葉公園、館山運動公園、総合スポーツセンターにおいて、公募で決定した事業者との協定に基づき、国庫補助金の活用により施設利用者向け充電設備を設置する。

4. 地球温暖化対策推進事業（再掲）

- (1) 脱炭素型ライフスタイル構築に向けたキャンペーン 22,499千円
気候変動やその影響への適応の重要性を周知し、県民の意識改革や行動変容を促すため、脱炭素型ライフスタイルの提案や熱中症対策に関するセミナー、地球温暖化対策を楽しみながら学べるコンテンツ「MINECOOL AFT CHIBA（マインクーラフトチバ）」を活用したイベント出展による普及啓発等を実施する。

(2) 千葉県気候変動適応センター運営事業

613千円

千葉県気候変動適応センター（環境研究センター）が、気候変動影響及び適応に関する情報について収集・整理し、県民へ情報提供する。

5. 千葉県庁エコオフィスプランの推進（再掲）

(1) 県有施設への太陽光発電設備の導入推進

国庫補助金を活用したP P Aモデルにより、令和5年度～7年度に計71施設（うち県立学校57校）へ導入することとしており、令和7年度は県立学校等約40施設への導入を目指す。

(2) 公用車への電動車の導入推進

10,520千円

走行時の二酸化炭素排出量の少ない電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）を県の公用車に導入するとともに、令和7年度にE Vを率先導入する出先庁舎3箇所に充電設備を設置する。

6. 次世代型太陽電池率先導入モデル事業（再掲）

(1) 次世代型太陽電池率先導入モデル事業

50,000千円

次世代型太陽電池として期待され、現在、日本発の技術として開発・実証が進められている「ペロブスカイト太陽電池」について、その主要な原料であるヨウ素の世界有数の生産量を誇る本県でモデル事業として県有施設への率先導入を図る。

廃棄物指導課

廃棄物処理法等に基づき、廃棄物処理施設や処理業等の許可事務を行うとともに、同法令等が適正に運用されるよう、事業者等に対する指導を行う。

さらに、産業廃棄物の不法投棄、不適正処理を行った者に対する監視指導や行政処分を行う。

重点事項

- 産業廃棄物処理業者の許可・指導 39,302千円
産業廃棄物処理施設の設置、収集運搬及び処分（中間処理及び最終処分）を業として行おうとする者の許可申請等について、法令等に基づき適正な審査を行う。
- 産業廃棄物不法投棄監視対策事業 131,758千円
産業廃棄物の不法投棄等の根絶を目指し、県のみならず、市町村、警察、地域住民の連携により、機動的かつ広域的な監視体制を整える。
- 産業廃棄物不適正処理箇所支障除去事業 101,530千円
産業廃棄物の不適正処理により、生活環境の保全上の著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合に、必要な限度において、行政代執行による支障除去を行う。

1. 産業廃棄物対策事業

(1) 産業廃棄物排出事業者の指導

産業廃棄物排出事業者に対する立入検査等により産業廃棄物の適正管理・処理の徹底を指導するとともに、産業廃棄物排出量の抑制や減量化・再資源化の計画的な推進を指導する。

さらに、電子マニフェストの普及を図るなど、産業廃棄物の適正処理を推進する。

また、各種団体と連携し、産業廃棄物の適正処理・排出抑制等について排出事業者への周知徹底を図る。

(2) 産業廃棄物処理業者指導

39,302千円

産業廃棄物処理施設の設置及び処理業を行おうとする者の許可申請等について、法令等に基づき適正な審査を行うとともに、産業廃棄物処理業者に対する立入検査等により産業廃棄物の処理状況の把握、分析等を行い、適正処理の指導を行う。

また、事業者に対して、廃棄物処理法の改正や運用等、必要な知識を習得させるため、講習会を開催する。

(3) 産業廃棄物不適正処理の防止及び監視指導

131,758千円

産業廃棄物の不法投棄等の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、産廃110番を設置し24時間・365日体制で県民等からの通報を受け付けるとともに、監視を行い、不適正処理の行為者等に対し、撤去、適正処理を指導する。

指導に従わないなどの悪質な者に対しては、廃棄物処理法に基づく改善命令、許可の取消し等の行政処分を行う。

改善命令等に従わない、是正を講ずる意思がないなどの悪質な者に対しては、警察と連携のうえ告発を行う。

(4) 県外産業廃棄物の適正処理及び抑制指導

県外産業廃棄物の流入に伴う不法投棄等の不適正処理を防止するとともに、県内産業廃棄物の最終処分場の確保と延命化を図るため、県外の排出事業者等に対する指導を行う。

(5) P C B廃棄物の適正処理の指導

高濃度P C B廃棄物の処分期間は既に終了しており、今後、高濃度P C B廃棄物の保管を新たに確認した事業者が処分指導に従わない場合は、県が代執行により高濃度P C B廃棄物の処分等措置を講じる。

また、低濃度P C B廃棄物について、令和8年度末までの期限内処理完了に向けた保管事業者への適正保管及び適正処理の指導等を行う。

2. 一般廃棄物対策事業

(1) 一般廃棄物処理施設設置者の指導

民間事業者による一般廃棄物処理施設の設置に対して、法令や指導要綱に基づき指導を行い、適正処理の徹底を図る。

ヤード・残土対策課

自動車リサイクル法及び自動車ヤード条例に基づき、自動車ヤードへの立入検査等を行い、油の地下浸透防止など法及び条例の義務履行の指導を行う。

令和6年4月に施行した金属スクラップヤード等規制条例に基づき、許可事務を行うとともに、基準遵守のための指導を行う。

県残土条例、再生土条例などに基づき、埋立て等を行う者に対し、特定事業の許可、再生土埋立てに係る届出等の指導を行うとともに、残土等埋立て場に対する監視指導や指導に応じない者に対しての行政処分を行う。

重点事項

○ 自動車ヤード対策事業

4,464千円

自動車リサイクル法に基づく許可等事業場及び自動車ヤード条例に基づく届出ヤードに立入検査等を行い、自動車ヤードの適正化を図る。

○ 金属スクラップヤード等対策事業

11,537千円

令和6年4月に施行した金属スクラップヤード等規制条例に基づき、事業場の構造や金属スクラップ等の保管方法等について、条例に定める基準に適合するよう指導する。

○ 残土・再生土等対策事業

129,724千円

残土条例の適正な運用を目指し、許可申請等に対し適正な審査を行う。

再生土条例に基づき、適切な指導を行う。

○ 残土等不適正箇所監視指導事業

8,486千円

残土・再生土の不適正埋立て及びヤードにおける不適正行為の防止を図るため、監視、指導等を行う。

1. 自動車リサイクル推進事業

240千円

自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の引取業又はフロン類回収業を行おうとする者の登録申請及び解体業又は破砕業を行おうとする者の許可申請に対して適正な審査を行う。

さらに、使用済自動車の引取り、フロン類の回収、解体、破砕の登録・許可業者に対し、立入検査等により、必要な指導を行う。

2. 自動車ヤード対策事業

4,464千円

「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」（自動車ヤード条例）に基づき県警と密に連携し立入検査等を行い、ヤードの運営者等に対し、油等の地下浸透防止などの条例の義務履行を厳正に指導し、いわゆる「不法自動車ヤード」の一掃を目指す。

3. 金属スクラップヤード等対策事業

11,537千円

(1) 金属スクラップヤード等規制条例に係る許可事務及び指導

金属スクラップヤード等に係る事業について、金属スクラップヤード等規制条例に基づき、許可申請の審査を行うとともに、基準遵守のための指導を行う。

(2) 有害使用済機器に係る届出の確認及び指導

有害使用済機器に係る保管等について、廃棄物処理法に基づき、届出を求めるとともに、基準遵守のための指導を行う。

4. 残土・再生土等対策事業

129,724千円

残土の適正な埋立てが行われるよう、残土条例に基づき、許可申請等に対し審査を行うとともに、定期検査や様々な報告等を踏まえ、特定事業者に対し適切な指導を行う。

また、盛土の崩落や、アルカリ・塩化物による周辺環境への悪影響を防止するため、再生土条例に基づき、特定埋立てを行う者に届出を求めるとともに、適切な指導を行う。

さらに、衛星画像の活用や市町村と連携し、パトロールを実施する。

5. 残土等不適正箇所監視指導事業

8,486千円

残土・再生土の無許可埋立現場や不法自動車ヤード及び不適正な金属スクラップヤード等に対し、現場監視、立入検査、車両調査、報告徴収等を行い、違反事実を把握するとともに、事業者に対し厳正な指導を行う。

指導に従わない悪質な事業者等に対しては、法律、条例に基づく措置命令、許可取消し等の行政処分を行う。

また、各法条の規定に違反し、県の指導や行政処分等に従わない事業者等に対しては、県警本部や地検と協議しながら告発を行う。

さらに、市町村に対しては、違反事案の対応や調査手法、行政処分や告発の進め方等について、助言や支援を実施する。

くらし安全推進課

くらしの安全・安心を実感できるよう、犯罪が起こりにくく、消費者被害や交通事故に遭わない社会づくりを進めるための施策を推進する。

重点事項

- **飲酒運転根絶対策事業** 32,556千円
千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例及び千葉県飲酒運転根絶計画に基づき、条例内容の周知・啓発の強化、酒類販売店・駐車場の利用者を対象とした啓発、インターネットを活用した広報啓発、飲酒運転に関するメッセージコンクールの開催、県下 39 警察署管内に設置された飲酒運転根絶協議会の活動支援、スポーツ観戦施設における啓発を行うほか、今年度新たに大学と連携した啓発や運転代行の利用促進に関する啓発を実施することを通じて、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」社会環境づくりを推進する。
- **県下全域ヘルメット着用キャンペーン事業** 28,200 千円
道路交通法の改正により令和5年4月から自転車乗車時におけるヘルメット着用の努力義務化され、また、令和8年4月から自転車の反則金制度が導入される予定であることから、インフルエンサーやランディングページを活用したヘルメット着用の重要性理解促進への集中広報を行うとともに、県内54市町村の主要駅や商店街等周辺でヘルメット着用率の調査及び交通安全教育指導を実施し、県民の意識向上を図る。
- **自転車乗車用ヘルメット購入補助事業** 69,000千円
ヘルメット着用率の向上を加速化させるため、市町村と協調して、自転車乗車用のヘルメット購入者に対する補助を行う。
- **市町村防犯カメラ等設置事業補助** 176,000千円
強盗事件の発生に伴う県民の体感治安の悪化等に対応するため、市町村、自治会等における防犯カメラの設置に対し、国交付金も活用し予算額を大幅に増額した上で、助成する。
- **地域防犯力向上支援事業** 108,000千円
地域における防犯力を向上させるため、市町村が行う防犯パトロール車や防犯資機材の整備費用について、国交付金を活用して助成する。
- **県消費者行政推進事業** 1,265千円
「千葉県消費生活基本計画」に基づき、各種施策の推進を図るとともに、消費者安全法に基づく消費者事故情報等の集約を行う。また、消費生活の安定及び向上に関する施策の策定及び実施などに関する重要事項について審議する「千葉県消費者行政審議会」を開催する。

1. 交通安全対策事業

(1) 交通安全推進事業

ア 共同現地診断

66 千円

交通事故多発箇所を対象に、県、県警、道路管理者（国、県、市町村等）及び交通安全関係機関・団体等が共同で、道路交通環境面について事故の要因及び対策案を調査検討し、改善策を立案するとともに、対策の実施を関係機関に要請し、交通事故の防止に努める。

イ 自動車運転代行業に係る調査・検査

15,895 千円

事業者への立入検査のほか、損害賠償責任共済契約の失効・解除者に対する調査・指導などを行う。

ウ 交通安全県民運動

25,350 千円

安全で安心して暮らせる交通社会の実現を基本理念とし、県民一人ひとりが交通安全意識の向上を図り、交通ルールへの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、「交通安全県ちば」の確立を目指す。このため、県、市町村、関係機関・団体等との連携・協働のもと、県民総ぐるみの交通安全運動を展開する。

【期間を定めて行う運動】

- ・ 春の全国交通安全運動（令和7年 4月6日～4月15日）
- ・ 夏の交通安全運動（令和7年 7月10日～7月19日）
- ・ 秋の全国交通安全運動（令和7年 9月21日～9月30日）
- ・ 冬の交通安全運動（令和7年12月10日～12月19日）

【日を定めて行う運動】

- ・ 交通事故死ゼロを目指す日（4月10日、9月30日（予定））
- ・ 「交通安全の日」アクション10運動（交通安全の日：毎月10日）
- ・ 自転車安全利用の推進運動（自転車安全の日：毎月15日）
- ・ 違法駐車等追放運動（クリーンロードの日：毎月20日）

エ 高齢者交通事故防止啓発事業

1,387 千円

「交通安全シルバーリーダー養成研修・ネットワーク事業」として地域のリーダーとなる高齢者を対象に、市役所や生涯大学校などを会場として、交通安全に関する研修を実施するほか、研修修了者が各地域で啓発を行うことができるように、定期的に交通安全に関する情報を提供する。

また、高齢者の交通事故防止に向けた啓発物資を作成し効果的な啓発に努める。

オ 飲酒運転根絶対策事業（再掲）

32,556 千円

カ 交通安全県民大会

353 千円

交通安全に関し功労のあった個人・団体を表彰し、交通事故撲滅の決意を新たにするとともに、各種機関・団体や県民が参加して交通安全について考え、交通安全の重要性を県民に発信することを目的に県民大会を開催する。

キ 自転車安全利用推進事業

5,938 千円

九都県市で連携したマナーアップキャンペーンなど、各種広報啓発キャンペーン、県交通安全対策推進委員会の自転車安全利用部会の開催、高齢者の自転車安全利用を促進するための出前講座、自転車保険加入促進等を実施する。

ク 県下全域ヘルメット着用キャンペーン事業（再掲）

28,200 千円

- ケ 交通安全推進隊育成支援事業** 3,132 千円
 県民参加による「交通安全県ちば」の確立を目指し、交通安全に関心と意欲を持つボランティアである交通安全推進隊の地域での交通安全活動を支援する。
- コ 交通安全教育推進事業** 1,334 千円
 研修会や講演会に講師を派遣する交通安全教育推進員派遣事業と、交通安全教育映像を貸し出す交通安全ライブラリー事業を実施し、交通安全教育を推進する。
- サ 幼児交通安全教育推進事業** 422 千円
 幼稚園、保育所等4園を「交通安全モデル園」に指定し、年間を通じた交通安全の取組について情報発信する。また、幼児の交通安全教育に携わる指導者の育成と資質向上を図るためのセミナーを開催する。
- シ 自転車交通安全教育推進事業** 5,712 千円
 自転車利用のルール徹底とマナーの向上を図り、自転車事故を防止するため、小学生から社会人まで、心身の発達段階や年代等に応じた自転車交通安全教育を実施する。
 自転車の安全利用に関する教育用リーフレット2種を作成し、小学校3年生と中学校1年生の全児童生徒に1種ずつ配布する。また、主に高校生を対象に、交通事故再現を取り入れた「スクエアード・ストレイト自転車交通安全教室」を実施する。
- ス ゼブラ・ストップ活動啓発事業** 13,160 千円
 自動車運転者に対する横断歩道上での歩行者等の保護意識の徹底を目的とした「ゼブラ・ストップ活動」の普及・啓発を行うため、特に8・11・1月を活動強化月間としてインターネットを活用した広報啓発等を集中的に実施するほか、年間を通じて、運転免許の更新時講習者を対象に啓発チラシを配布する。
- セ 自転車乗車用ヘルメット購入補助事業（再掲）** 69,000 千円
- ソ 交通安全計画策定事業** 544 千円
 第12次千葉県交通安全計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定する。
- (2) 交通事故相談所（交通事故被害者対策）** 66,845 千円
 交通事故被害者等の救済対策として交通事故相談所を県内3箇所（本庁、東葛飾合同庁舎、安房合同庁舎）に設置し、専任の交通事故相談員及び臨床心理士等による交通事故相談業務と心のケアに関する相談業務を実施する。

2. 生活安全推進事業

(1) 防犯対策の推進・地域防犯力の向上

- ア 市町村防犯カメラ等設置事業補助（再掲）** 176,000 千円
- イ 電話d e詐欺等被害防止広報・啓発事業** 35,792 千円
 後を絶たない電話d e詐欺への防止対策として、テレビ・ラジオCM等による広報啓発や市町村が行う県民向けの電話機の購入等補助や貸与事業について助成する。また、被害が拡大しているSNS型投資・ロマンス詐欺への対策として、SNS広告を活用した広報啓発を実施する。
- ウ 安全で安心なまちづくり推進事業** 3,635 千円
 千葉県安全安心まちづくり推進協議会の総会などを開催し、各団体の持つネットワークの力を活用して、安全で安心なまちづくりを県内全域で推進する。また、市町村、警察、当協議会構成団体、民間企業と連携を図りながら、特定の罪種、あるいは特定の被害者層に的を絞った、実効性のある

効果的な広報啓発活動の実施し、広く県民の防犯意識の高揚を図る。

- エ 地域防犯力・コミュニティ力向上事業** 30,086 千円
地域住民や団体等が実施する防犯活動の発展や継続につなげるため、効果的・具体的な助言等を行う防犯アドバイザーの設置費用について助成する。
- オ 地域防犯力向上支援事業（再掲）** 108,000 千円
- カ 地域の防犯ボランティア活動促進事業** 5,436 千円
地域の防犯力を向上させるため、市町村における防犯パトロール用資機材（防犯ベスト・腕章等）、ドライブレコーダーの整備に対して助成する。また、自主防犯団体の活動促進を目指し、「地域防犯力の向上に関する交流大会」の開催、冊子「ちば防犯ハンドブック」の作成・配布等を実施する。

(2) 犯罪被害者等の支援の充実

- ア 被害者等支援活動の促進事業** 26,970 千円
犯罪被害者やその家族が再び平穏な生活を取り戻せるよう、社会全体で被害者等を支援する体制づくりを推進するため、関係機関と連携し、見舞金の支給、無料法律相談の実施、犯罪被害者支援コーディネーターの配置、犯罪被害者週間「千葉県民のつどい」の開催などを行う。
- イ 性犯罪・性暴力被害者支援事業** 38,230 千円
性犯罪・性暴力被害者に対する総合的な支援（相談・医療・カウンセリング・法律相談など）をワンストップで提供するため、被害者支援団体に対する助成を拡充するとともに、被害者支援団体や警察、医療機関等と連携し、支援の一層の充実を図る。

3. 消費者行政推進事業

(1) 消費者行政推進事業

- ア 消費者行政推進事業（再掲）** 1,265 千円
- イ 消費者センター運営事業** 145,250 千円
消費者の利益の擁護、権利の保護を図るため、消費者行政の総合的な窓口として、消費生活に関する相談業務等を行う。
- ウ 消費者教育啓発事業** 3,949 千円
高齢者や若年層等の被害を未然に防止するため、「千葉県消費生活基本計画」に基づき、消費者教育、啓発を推進する。
- エ 金融広報事業** 254 千円
千葉県金融広報委員会が実施する講演会の開催、刊行物の配布等による金融教育を支援し、消費者教育の充実に努める。
- オ 多重債務問題対策強化事業** 543 千円
「千葉県多重債務問題対策本部」を中心として相談窓口の周知や無料相談会を開催する。

(2) 消費者行政強化交付金事業

130,499 千円

国の「地方消費者行政強化交付金」を活用し、県内消費生活相談体制の充実・強化や消費者被害の未然防止のための事業を推進する。

(3) 事業者指導事業

7,090 千円

特定商取引に関する法律、千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例に基づき、悪質事業者に

対する行政指導や処分を行うとともに、「五都県悪質事業者対策会議」等を通じ、近隣都県と連携し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。

また、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、不当表示等に関する調査及び事業者指導等を推進する。

(4) 消費生活協同組合指導事業

839千円

消費者利益の保護を図るため、県内で活動している消費生活協同組合への立入検査を実施し、法令に準拠した適正な生協運営を図るよう指導する。

(5) 貸金業指導事業

5,622千円

県内にのみ営業所等を置いて貸金業を営もうとする者の知事登録等を行うとともに、苦情・相談等の情報に基づき、法令に違反又は違反していると思われる業者に対して指導及び処分を行う。

また、ヤミ金を含む消費者金融について、債務者等からの相談等に適切な助言等を行う。

4. 暴力団排除推進事業

(1) 暴力団排除推進事業

6,067千円

千葉県暴力団排除条例に基づき、県、市町村、県民、事業者、関係機関・団体の連携協力の下、官民一体となって暴力団排除を推進していくため、県の事務事業からの暴力団排除、市町村等への支援及び県警との連携の調整、商店街からの暴力団排除、中学校・高等学校における暴力団排除（非行防止）教室の実施、千葉県暴力団排除推進会議の円滑な運営などを行う。

県民生活課

- 1 市民活動団体による活動やボランティア活動など県民による自発的な社会貢献活動である「県民活動」を推進し、地域の様々な課題の解決を促進する。
- 2 市民活動団体、地縁組織、学校、企業、行政など地域の様々な主体が連携・協働して行う地域の課題解決に向けた取組を支援する。
- 3 次代を担う青少年を健全に育成できるよう、青少年相談員及び青少年補導員等に対する支援や、青少年健全育成条例に基づき、有害環境対策や非行防止活動に係る啓発等を行い、明るく健全な環境づくりを推進する。また、子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者の支援を行う。

重点事項

○ 地域ボランティア活動環境整備事業

23,046千円

県内のボランティア人材が意欲をもって地域でのボランティア活動を行えるよう、活動希望者と受入団体を繋ぐマッチングサイトの運営や、受入団体に対する体制整備の支援等を行うことにより、ボランティアが活動しやすい環境を整備する。

○ 青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール事業）

7,730千円

青少年がスマートフォンやパソコンなどを通じてインターネットを利用することにより、様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加していることから、青少年の利用頻度の高いサイトを監視し、ネットいじめ、非行、犯罪被害等の防止を図るとともに、学校等に出向き講演を実施し、インターネットの適切な利用について啓発を図る。

1. 県民活動環境整備事業

(1) 千葉県県民活動施策の推進

1,225千円

県民活動の推進に当たり、各分野の専門的な見地から幅広く意見等を得るため、千葉県県民活動推進懇談会を設置し、意見交換・意見聴取を行っている（令和7年度は翌年度からの委員改選を予定）。また、効果的な事業実施に向けて庁内及び市町村を対象とする会議を開催する。

(2) 協働によるコミュニティづくりの普及・促進

873千円

協働の取組を推進するに当たり課題を抱えている地域等を対象に、有識者による講演や優良事例の発表、意見交換、ワークショップ等を行う。

また、市町村が協働に関する課題の検討を行うため、勉強会等を開催するにあたり、必要に応じて専門家を派遣することで、協働によるコミュニティづくりの普及・促進を図る。

(3) ちばコラボ大賞の実施

1,111千円

市民活動団体、地縁団体、社会福祉協議会、企業、学校、行政機関等の多様な主体が連携して地域の課題解決に取り組んでいる事例の中から、他のモデルとなるような優れた取組をしている団体を表彰し、広く県民に周知することにより、連携による地域づくりの促進を図る。令和7年度は15回目を迎えるため、記念事業を行う。

(4) 千葉県市民活動支援組織ネットワーク

366千円

県民活動を推進するため、県内の市民活動支援組織（市町村の市民活動支援センター・民間の支援団体等）を構成員としたネットワーク会議を運営し、会議や研修を通じて支援組織に必要とされる相談業務や交流・連携の窓口としての機能向上と連携強化を図る。

(5) 市民活動団体マネジメント事業

3,000千円

団体運営の基礎的知識を学ぶ講座等を実施し、広く研修の機会を提供することにより、団体の安定的・継続的な活動のために必要な運営能力の向上を図る。

(6) 地域ボランティア活動環境整備事業（再掲）

23,046千円

2. 県民活動普及啓発事業

(1) 県民活動広報事業

9,921千円

ホームページ「NPO・ボランティア情報ネット」やFacebook、メールマガジンなど各種広報媒体を活用して、市民活動団体の運営環境向上や県民のボランティア活動への参加促進に役立つ情報を発信する。

また、県民活動への理解を深めるため「ちば県民活動PR月間」を設け、県内で実施される県民活動の促進に資するイベントの広報支援など、普及啓発活動を実施する。

(2) 特定非営利活動法人認証等事務

1,491千円

NPO法人の設立等に関する説明会を開催して、制度の理解促進を図るとともに、データ管理システムを活用して、特定非営利活動促進法に基づく、法人認証・認定・監督等の業務を円滑に実施する。

3. 青少年健全育成対策事業

(1) 心身ともに健やかな青少年の育成

ア 青少年総合対策本部事業

1,178千円

青少年問題対策について総合的な企画・調整を図り、効果的に広報啓発事業等を推進するため、青少年総合対策本部を運営する。

イ 千葉県青少年総合プラン推進事業

312千円

青少年施策を総合的かつ効果的に実施するため、青少年総合対策本部及び青少年問題協議会と相互に連携し、令和7年3月に「千葉県子ども・若者みらいプラン」に統合された「第4次千葉県青少年総合プラン」の総括評価を行う。

ウ 青少年相談員設置事業

22,899千円

青少年を地域で守り育てるという理念のもと、青少年と一体となり各種スポーツや屋外活動等を行っている青少年相談員（定数 3,973人）の活動費に対して助成する。

エ 青少年育成推進事業

3,253千円

青少年の健全育成や青少年指導者育成の一層の充実を図るため、中学生の主張千葉県大会や青少年指導者育成事業等を実施する。

(2) 明るく健全な環境づくりの推進

ア 青少年の社会環境づくり事業

1,099千円

千葉県青少年健全育成条例の実効性を確保するため、携帯電話販売店・書店・カラオケボックス・ネットカフェ等への立入調査を行うなど業者への指導を徹底し、青少年の健全育成を推進する。

- イ 青少年非行防止対策事業** 2,708千円
小学5年生及びその保護者、中学1年生及びその保護者、高校1年生全員を対象とした啓発用チラシを作成・配付するほか、SNSを活用した啓発を実施するなど、青少年の非行・被害防止対策の推進を図る。
- ウ 青少年補導センター事業** 4,676千円
青少年の非行を未然に防ぐため、街頭補導活動や有害環境浄化活動などを行っている青少年補導センターの設置市に対して、運営費の一部を助成する。
- エ 青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール事業）（再掲）** 7,730千円
- オ 子ども・若者育成支援推進事業** 19,640千円
ニートやひきこもり、不登校などの困難を有するこども・若者に対し、総合的な支援を展開するため、「千葉県子ども・若者支援協議会」を開催するとともに、「千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）」の運営を委託し、専門の相談員による電話相談や面接相談等を実施する。

《 スポーツ・文化局 》

生涯スポーツ振興課

年齢や障害の有無にかかわらず、多くの県民が日常的にスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送ることができるよう、スポーツの振興を図る。

重点事項

- パラスポーツコーディネーター派遣事業 24,257千円
パラスポーツの体験会や研修会を実施する市町村への支援を行うとともに、新たに、市町村による相談窓口の設置を促進するためのコーディネーターを派遣する。
- 外房サーフィン振興事業 10,520千円
本県でサーフィンを楽しむ人を増やすとともに、参加者と地域の交流や、スポーツを核とした地域の活性化を促進するため、関係団体等と連携して、サーフィン体験会やサーフ文化の発信イベントを実施する。
- ちばアクアラインマラソン開催事業 57,500千円
スポーツを通じた健康増進や体力向上の促進と、千葉県が有する様々な魅力を発信するため、令和8年度に7回目の大会となる「ちばアクアラインマラソン」を開催する。

1. スポーツ推進事業

- (1) 千葉県スポーツ推進審議会運営費 582千円
千葉県スポーツ推進審議会を開催し、令和3年度に策定した「第13次千葉県体育・スポーツ推進計画」など、体育・スポーツの推進に関する重要事項について審議する。
- (2) 千葉県スポーツ推進委員連合会事業補助金 3,492千円
地域スポーツを振興するため、千葉県スポーツ推進委員連合会が行う事業に要する経費を助成する。
- (3) 県立学校体育施設開放事業 2,220千円
県立学校の体育施設を開放し、県民に広くスポーツをする機会と場所を提供する。
- (4) 総合型地域スポーツクラブ支援事業 1,517千円
地域のスポーツ環境の整備充実を図るため、総合型地域スポーツクラブの育成・定着を支援する。
- (5) 子供世代へのスポーツの普及促進・啓発事業 4,220千円
競技団体やJOCと連携して、トップアスリートやオリンピックを県内の学校に派遣する。
- (6) プロスポーツ活用連携事業 1,354千円
プロスポーツ選手を県内の学校へ派遣するほか、プロスポーツ団体等で組織する連絡協議会を設置する。
- (7) 生涯スポーツ指導者養成・活用事業 503千円
地域でのスポーツ指導者の養成や資質向上のために、研修会を開催する。
- (8) スポーツ表彰 420千円
スポーツ振興に功績のあった方や団体の表彰を行う。

- (9) 新たなスポーツ」の普及促進事業 7,000千円
アーバンスポーツ、バーチャルスポーツ等の「新たなスポーツ」について、体験会を実施するとともに、関係スポーツ団体や市町村等で構成する協議会を開催する。
- (10) 外房サーフィン振興事業（再掲） 10,520千円

2. 国際スポーツ交流事業

- (1) 国際スポーツ競技大会支援事業 10,000千円
地域におけるスポーツ振興、スポーツを通じた地域活性化、本県の魅力発信の契機とするため、県内で開催される国際スポーツ大会の経費の一部を助成する。
- (2) スポーツを通じたオランダとの国際交流事業 5,000千円
東京2020大会でホストタウンを務めたオランダについて、アスリートとの交流を継続することにより、国際交流を推進する。

3. パラスポーツ振興事業

- (1) パラスポーツフェスタ開催事業 6,849千円
障害の有無に関わらず、様々な方が参加し、パラスポーツを通じて交流できる体験会や対抗戦を実施する。
- (2) 障害者のスポーツ参加促進に関する調査検討 16,029千円
障害のある方のスポーツ参加に関するニーズを的確に把握するとともに、参加を促進するための調査検討を行う。
- (3) 特別支援学校を活用したパラスポーツ普及促進事業 5,000千円
障害のある方が身近な地域でパラスポーツを体験できる機会を提供するため、県立特別支援学校を活用し、パラスポーツ教室を開催する。
- (4) パラスポーツコーディネーター派遣事業（再掲） 24,257千円

4. 千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター事業

- (1) 障害者スポーツ・レクリエーションセンター運営事業 30,400千円
障害のある人のスポーツ・文化活動を通じての自立や社会参加に資するため、本県における障害のある人の活動の中心的施設として、障害者スポーツ・レクリエーションセンターを運営する。
- (2) 障害者スポーツ・レクリエーションセンター施設整備等事業 319,062千円
体育室の利用環境改善を図るため、空調設備を整備するほか、施設の維持管理のための修繕を行う。

5. ちばアクアラインマラソン開催事業

- (1) ちばアクアラインマラソン開催事業（再掲） 57,500千円

競技スポーツ振興課

本県スポーツ選手の育成・強化のため、競技力の恒常的なレベルアップを図り、県民の期待と理解のもと、スポーツ環境づくりやスポーツを通じた活力ある地域づくりに取り組むとともに、安全かつ快適に利用できるスポーツ施設の整備を行う。

重点事項

- 千葉県競技力向上推進本部事業 260,000千円
本県スポーツ選手の育成・強化を図るとともに、スポーツを通じた活力ある地域づくりを推進するため、千葉県競技力向上推進本部が行う事業に対して助成を行う。
また、本県にゆかりのあるパラアスリート・デフアスリート等が、競技力向上に励めるよう、世界選手権等に出場が期待されている選手を支援するとともに、全国大会等で実績のあるパラスポーツチーム等に対しても支援を行う。
- 総合スポーツセンター体育館整備事業 469,062千円(解体工事:債務負担行為 740,000千円)
(新築工事:継続費 13,929,000千円)
総合スポーツセンター体育館について、大規模大会が実施可能な競技スペースの確保や利便性を向上するため、現地での建替えを行う。

1. 競技スポーツの振興に係る事業

- (1) 国民スポーツ大会 153,191千円
国民の健康増進と体力向上、併せて地方スポーツ振興等を図るため、国民スポーツ大会に千葉県選手団を派遣する。また、国民スポーツ大会に出場する選手を選考するため、大会を共催する。
- (2) 千葉県競技力向上推進本部事業（再掲） 260,000千円
本県スポーツ選手の育成・強化を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーとして本県にゆかりのあるパラアスリート・デフアスリート等の競技力向上に取り組む。
- (3) 県民スポーツ大会共催負担金 6,300千円
「ゆめ半島千葉国体（平成22年度）」を契機に広く県民に普及したスポーツを、県民の健康増進と体力の向上を図りながら県内各地に振興し、地域文化の発展に寄与するとともに、県民生活を明るく豊かなものにするため、県民スポーツ大会を開催する。
- (4) （公財）千葉県スポーツ協会事業補助金 7,383千円
千葉県の体育・スポーツの振興を図るため、（公財）千葉県スポーツ協会が行う事業に要する経費を助成する。
- (5) 国民スポーツ大会関東ブロック大会開催準備事業 1,155千円
令和8年度に第80回国民スポーツ大会関東ブロック大会を本県で開催するための準備事業を行う。

2. スポーツ施設の整備及び管理に係る事業

- (1) 各スポーツ施設管理費 822,526千円

総合スポーツセンター、東総運動場、射撃場、国際総合水泳場を適切に運営するため、各施設の管理を指定管理者へ委託するとともに、各競技場の公認検定費用を負担する。

- (2) 総合スポーツセンター施設整備事業 259,359千円

総合スポーツセンター施設を、安全かつ快適に一般公衆の利用に供するため、必要な施設整備を計画的に行う。

- (3) 総合スポーツセンター体育館整備事業（再掲）

469,062千円（解体工事：債務負担行為 740,000千円）

（新築工事：継続費 13,929,000千円）

総合スポーツセンター体育館について、大規模大会が実施可能な競技スペースの確保や利便性を向上するため、現地での建替えを行う。

- (4) 総合スポーツセンター陸上競技場大型映像装置設置事業 0千円（債務負担行為950,000千円）

総合スポーツセンター陸上競技場について、第1種公認の競技場で開催する競技大会に適した機能を備えるため、大型映像装置の整備を行う。

- (5) 国際総合水泳場施設整備事業 456,577千円

国際総合水泳場について、安全かつ快適に一般公衆の利用に供するとともに、日本水泳連盟公認の水泳場として、国際的な大会をはじめとする各種競技会に利用できるよう、必要な施設整備を行う。

文化振興課

あらゆる人々が文化芸術に親しみ、交流することで創り育む心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現を目指し、文化芸術推進基本計画に基づき効果的な文化芸術振興施策を推進する。

重点事項

- **文化芸術施策の推進** 33,620 千円
千葉・県民文化祭により、県民に日頃の文化活動の成果を発表する場と、多様な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供する。また、本県の魅力的な文化芸術を発信する舞台公演を県民が参加できる形で行う。
- **千葉の海の魅力発信事業** 10,000 千円
千葉県の宝である海の魅力を県内外に広く発信するため、「千葉の海・大使」及び千葉の海ブランドデザインを活用し、千葉の海のブランド化を推進する。
- **芸術祭開催事業** 103,000 千円
千葉県誕生 150 周年記念事業のレガシーを未来に引き継いでいくため、県と市町村が連携した芸術祭を 3 年に 1 度開催することとし、令和 8 年度の開催に向けて準備を進める。
- **千葉県文化会館リニューアルオープン事業** 20,000 千円
本県の文化芸術振興の拠点施設である千葉県文化会館のリニューアルオープンを機に、文化芸術振興への機運を盛り上げるため、千葉交響楽団による県民参加型のコンサートを開催する。
- **障害者芸術文化活動支援事業** 13,553 千円
様々な障害のある方が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことができるよう、障害者の芸術文化活動に関わる支援センターの設置を行い、障害者の芸術文化活動に対する相談対応、創作活動を支援する人材育成や展覧会の開催等、障害者の芸術文化の裾野を広げるための支援を行う。

1. 文化行政推進事業

- (1) **千葉県文化芸術推進基本計画推進事業** 1,791 千円
令和 7 年 3 月に策定した「第 2 次千葉県文化芸術推進基本計画」の進捗管理のため、県内で創造的・先進的な文化芸術活動に取り組む有識者等を委員とする「千葉県文化芸術推進懇談会」を開催し、文化芸術活動の現状や県の取組に関する意見をいただく。
- (2) **千葉・県民文化祭事業** 10,620 千円
県域で活動する芸術文化団体等による様々な分野にわたる公募展や公演について、県が共同開催することで、県民に日頃の文化活動の成果を発表する場と、多様な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供する。
- (3) **文化芸術のミライ応援補助金** 1,214 千円
若者が主体となって実施または参加する文化芸術事業を行おうとする団体及び個人を支援することにより、地域の文化芸術活動の活性化及び次世代の文化芸術活動を担う若者を育成する。

- (4) 県民芸術劇場公演事業 20,148 千円
県民に優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、千葉交響楽団の公演を県内各地で行う。
- (5) 学校における芸術鑑賞事業 29,706 千円
次代の文化を担う児童・生徒を対象として、質の高い演奏に触れる機会を提供するため、千葉交響楽団による巡回公演を実施する。
- (6) 伝統芸能・洋楽～ふれあい体験事業 4,448 千円
小・中学生を対象に、邦楽・洋楽のプロの演奏者を派遣して、鑑賞及び楽器体験を行う。
- (7) (公財) 千葉交響楽団運営費補助 49,647 千円
本県のプロ・オーケストラである千葉交響楽団に対し、運営費の一部を補助することにより、県民に親しまれるオーケストラとして定着させるとともに、本県の音楽文化の振興に資する。
- (8) 千葉県少年少女オーケストラ育成事業 49,073 千円
(公財) 千葉県文化振興財団の行う少年少女オーケストラ育成事業に対し補助することにより、次代を担う少年少女の音楽文化の向上とオーケストラ活動の普及を図る。
- (9) アーティスト・フォローアップモデル事業 28,000 千円 (債務負担行為 16,000 千円)
時代の流れの中で生まれた新しい文化芸術活動を積極的に振興するため、既存の枠にとらわれない才能豊かな若手アーティストを発掘、支援する。
- (10) 「ちば文化交流ボックス」からの情報提供
県ホームページに「ちば文化交流ボックス」を設け、ちばの文化情報を紹介するとともに、文化ボランティア活動を結びつける手助けをする。
- (11) 「ちば」の文化芸術発信事業 23,000 千円
伝統文化等の保存・継承に取り組むとともに、文化芸術を通じた自己表現や文化芸術活動の発展につなげるため、本県の魅力的な文化芸術を発信する舞台公演を県民が参加できる形で行う。
令和7年度は、日本の伝統芸能、ちばの郷土芸能の舞台公演や、これらに気軽に触れ親しめるプログラムを実施するほか、千葉県文化会館のリニューアルを記念し、伝統芸能とクラシックのコラボレーション公演を実施する。
- (12) 「ちば文化」創造・継承事業 22,055 千円
本県ならではの多様で豊かな自然環境や都市機能を取り入れた「ちば文化」を活用した事業の開催にかかる経費の一部について助成し、本県の文化の向上と地域の魅力発信、地域活性化を図る。
また、「ちば文化資産」について、広報や観光部局と連携した取組を図る。
- (13) 千葉の海の魅力発信事業 10,000 千円
千葉県の宝である海の魅力を県内外に広く発信するため、「千葉の海・大使」及び千葉の海ブランドデザインを活用し、千葉の海のブランド化を推進する。
- (14) 障害者芸術文化活動支援事業【一部新規】 13,553 千円 (債務負担行為 27,000 千円)
様々な障害のある方が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことができるよう、障害者の芸術文化活動に関わる支援センターの設置を行い、障害者の芸術文化活動に対する相談対応、創作活動を支援する人材育成や展覧会の開催等、障害者の芸術文化の裾野を広げるための支援を行う。
- (15) 芸術祭開催事業 103,000 千円 (債務負担行為 100,000 千円)
千葉県誕生 150 周年記念事業のレガシーを未来に引き継いでいくため、県と市町村が連携した芸術祭を3年に1度開催することとし、令和8年度の開催に向けて準備を進める。

(16) 「県民の日」事業

49,000 千円（債務負担行為 49,000 千円）

幅広い世代の県民が、「県民の日」を通してふるさと千葉の魅力を再発見し、千葉アイデンティティを醸成できるよう「県民の日」行事を開催する。令和7年度の「中央行事」については、香取市で開催する。

(17) 軽音ちば事業

5,415 千円

若者を中心に人気のある軽音楽の振興を図るため、県内で開催予定のROCK IN JAPAN FESTIVALに関連する事業を実施するとともに、高等学校軽音楽コンテストへの支援を行う。

(18) 千葉県文化会館リニューアルオープン事業

20,000 千円

本県の文化芸術振興の拠点施設である千葉県文化会館のリニューアルオープンを機に、文化芸術振興への機運を盛り上げるため、千葉交響楽団による県民参加型のコンサートを開催する。

2. 県立文化会館運営事業

(1) 県立文化会館の管理運営事業

654,337 千円

本県の文化拠点である千葉県立文化会館4館の管理運営を指定管理者に行わせることにより、千葉県文化の振興を図る。

(2) 県立文化会館施設整備事業

633,436 千円

県立文化会館4館について、会館施設の適切な修繕等により施設の維持保全を図る。

(3) 千葉県文化会館大規模改修事業

5,012,117 千円

千葉県県有建物長寿命化計画に基づき、建設後50年以上を経過し、建物の老朽化が進んでいる千葉県文化会館について大規模改修工事を実施する。

3. 県立博物館・美術館運営事業

(1) 県立博物館・美術館活動の充実

917,991千円（債務負担行為 110,000千円）

県立博物館・美術館において、千葉県の貴重な歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等の資料の収集や調査研究をはじめ、展覧会や各種講座、講演会等の教育普及事業を積極的に実施する。

(2) 博物館・美術館整備事業

361,954千円（債務負担行為 112,000千円）

県立博物館・美術館の機能強化のため、施設整備や改修等を行う。

(3) 中央博物館リニューアル事業

43,800 千円

中央博物館について、県内博物館の活動拠点としての役割を強化するため、常設展示の見直しや博物館資料を収蔵するスペースの確保に必要な施設の整備等を行う。

参考資料

(1) 各種審議会等設置状況

名 称	設置年月日	設置の根拠	所 掌 事 務 (目 的)	構 成
千葉県環境審議会	H6. 8. 1	環境基本法 自然環境保全法	県の環境保全（自然環境の保全を含む）に関する基本的事項のほか、各種法令等の規定に基づく事項について調査審議する。	県議会議員 6名 学識経験者 21名 住民の代表者 12名 市及び町村の代表者1名 計40名 (47名以内)
千葉県公害審査会	S46. 3. 15	千葉県行政組織 条例	公害紛争処理法に基づき公害に係る紛争について、あっせん、調停又は仲裁を行う。 また、県環境保全条例に基づき、地下水位の著しい低下に係る紛争について、あっせんを行う。	人格が高潔で識見の 高い者 13名 (9名以上15名以内)
千葉県環境影響評価 委員会	H11. 4. 30	千葉県行政組織 条例	千葉県環境影響評価条例に規定する事項 その他環境影響評価に関し知事が必要と 認める事項について調査審議し、これに 関し必要と認める事項を知事に答申する。	学識経験者 15名 (20名以内)
千葉県自動車排出 窒素酸化物総量削減 計画等策定協議会	H5. 2. 18	自動車から排出 される窒素酸化 物及び粒子状物 質の特定地域に おける総量の削 減等に関する特 別措置法	自動車NO _x ・PM法に基づく特定地域に 係る自動車排出窒素酸化物総量削減計画 及び粒子状物質総量削減計画に定められる べき事項について調査審議する。	知事 1名 公安委員会 1名 関係市町 16名 関係地方行政機関の職員 4名 関係道路管理者 3名 事業者の代表 3名 住民の代表 3名
千葉県地質環境対策 審議会	H25. 7. 9	千葉県行政組織 条例	地盤沈下、地下水汚染及び土壌汚染の対策 に関する重要事項について、調査審議 する。	学識経験者 9名 (10名以内)
千葉県廃棄物処理施設 設置等審議会	H25. 7. 9	千葉県行政組織 条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定 による意見を具申し、並びに廃棄物処理 施設に関し知事が必要と認める事項に ついて調査審議する。	学識経験者 7名 (8名以内)
千葉県安全安心 まちづくり推進協議会	H16. 7. 30	千葉県安全で安 心なまちづくり の促進に関する 条例	安全で安心なまちづくりのための活動を全 県的に推進し、安全で安心な明るい千葉県の 実現を図る。	千葉県知事 1名 議会代表者 1名 行政関係 4名 事業者団体 23名 学校教育団体 8名 被害者支援団体 9名 県民・地域団体 20名
千葉県交通安全 対策会議	S45. 10. 15	交通安全対策基 本法 千葉県行政組織 条例	千葉県交通安全計画を策定し、陸上交通の 安全に関する施策を総合的、計画的に推進 する。	千葉県知事 1名 県 8名 千葉県警察本部長 1名 千葉県教育長 1名 指定地方行政機関 7名 市町村 4名 特別委員 3名
千葉県交通安全対策 推進委員会	S46. 3. 1	千葉県交通安全 対策推進委員会 会則	千葉県の交通安全対策を各交通安全推進 機関・団体及び県民が一体となって推進 し、「交通安全県ちば」の実現を図る。	県、県警、各交通安全推 進機関・団体 233団体
千葉県飲酒運転 根絶連絡協議会	R4. 1. 25	千葉県飲酒運転 の根絶を実現す るための条例	飲酒運転の根絶を図るための施策の実施に 関し必要な協議及び調整を行う。	県 5名 市町村 3名 関係団体等 10名

名 称	設置年月日	設置の根拠	所 掌 事 務 （ 目 的 ）	構 成
千葉県消費者行政 審 議 会	S50. 12	千葉県行政組織 条例	消費生活の安定及び向上に関する施策の 策定及び実施に関する重要な事項を調査 審議する。	学識経験者 5 名 消費者代表者 4 名 事業者代表者 4 名 計 13 名 (20 名以内)
千葉県暴力団排除 推 進 会 議	H26. 2. 7	千葉県暴力団排 除条例 千葉県暴力団排 除推進会議設置 要綱	県、市町村、県民、事業者等が、相互に 連携・協力して、暴力団排除を推進し、 安全で安心できる県民生活の実現を 図る。	千葉県知事 1 名 議会の代表 2 名 行政関係 11 名 警察関係 9 名 市町村関係 2 名 事業者団体 3 名 関係団体等 5 名
千葉県県民活動推進 懇 談 会	R4. 2. 16	千葉県県民活動 推進懇談会設置 要綱	県民活動の推進に当たり、市民活動団体 等、関係する各分野の立場からの意見等 を行う。	有識者 市民活動団体関係者 社会福祉協議会関係者 企業関係者 市町村関係者 10 名以内
千葉県青少年問題 協 議 会	S28. 7. 25	地方青少年問題 協議会法 千葉県行政組織 条例	・ 青少年の健全育成に関する調査審議、 関係機関相互の連絡調整を図る。 ・ 千葉県青少年健全育成条例第 24 条 第 1 項の規定による知事の諮問事項の 審議	学識経験者 4 名 議会代表者 1 名 家庭裁判所 1 名 関係機関等 5 名 計 11 名 (15 名以内)
千葉県スポーツ推進 審 議 会	R4. 4. 1	千葉県行政組織 条例	スポーツの推進に関する重要事項に ついて調査審議すること及びスポーツ 基本法（平成二十三年法律第七十八号） 第三十五条前段の規定による意見を具申 すること。	学識経験者 10 名
千葉県文化芸術推進 懇 談 会	R4. 3. 22	千葉県文化芸術 推進懇談会設置 要綱	本県の文化芸術の振興に当たり、関係 する各分野の立場からの意見等を述べ る。	学識経験者 3 名 文化施設関係者 1 名 文化団体関係者 1 名 市町村関係者 1 名 教育関係者 1 名 企業関係者 1 名 関係機関等 3 名 計 11 名
千葉県博物館協議会	H18. 4. 1	博物館法 教育機関設置条 例	県立美術館・博物館の運営に関し、関係 する各分野の立場から、館長の諮問に 応じるとともに、館長に対して意見を 述べる。	学校教育関係者 1 名 社会教育関係者 1 名 家庭教育関係者 1 名 学識経験者 7 名 計 10 名
美術館資料審査 委 員 会	S53. 6. 23	千葉県美術館資 料審査委員会及 び千葉県博物館 資料審査委員会 規定	美術館資料の購入及び寄付受入れに ついて審査を行う。	日本画部会 2 名 洋画部会 2 名 彫塑部会 2 名 工芸部会 2 名 書道部会 2 名 計 10 名 (20 名以内)

名 称	設置年月日	設置の根拠	所 掌 事 務 （ 目 的 ）	構 成
博 物 館 資 料 審 査 委 員 会	S53. 6. 23	千葉県美術館資料審査委員会及び千葉県博物館資料審査委員会規定	博物館資料の購入及び寄付受入れについて審査を行う。	絵画部会 3名 工芸部会 2名 古文書部会 3名 民俗部会 2名 動物部会 2名 植物部会 2名 地学部会 2名 理工部会 2名 計18名 (20名以内)

(注) 定数と現定数に相違がある場合は（ ）内に定数を示した。

(2) 関係団体一覧

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	関係課
(一財) 千葉県環境財団	260-0024	千葉市中央区中央港 1-11-1	(043) 246-2078	環境政策課
(一社) 千葉県環境保全協議会	260-0854	千葉市中央区長洲 1-15-7 千葉県森林会館内	(043) 224-5827	環境政策課
(公財) 成田空港周辺地域 共生財団	286-0033	成田市花崎町 750-1	(0476) 20-1775	大気保全課
(一社) 千葉県トラック協会	261-0002	千葉市美浜区新港 212-10	(043) 247-1131	大気保全課
(一社) 千葉県バス協会	260-0855	千葉市中央区市場町 7-9 千葉県土地開発公社内	(043) 215-8805	大気保全課
(一社) 日本自動車販売協会 連合会千葉県支部	261-0002	千葉市美浜区新港 207	(043) 242-3321	大気保全課
(一社) 千葉県自動車整備 振興会	261-0002	千葉市美浜区新港 156	(043) 241-7251	大気保全課
(公社) 千葉県浄化槽検査 センター	260-0024	千葉市中央区中央港 1-11-1	(043) 246-6283	水質保全課
(一社) 千葉県環境保全 センター	260-0024	千葉市中央区中央港 1-11-1	(043) 245-4222	水質保全課
(公財) 印旛沼環境基金	285-8533	佐倉市宮小路町 12 印旛郡市広域市町村圏事務組合内	(043) 485-0397	水質保全課
(一社) 千葉県猟友会	260-0854	千葉市中央区長洲 1-15-7 千葉県森林会館内	(043) 222-6033	自然保護課
(一財) 千葉県勝浦海中公園 センター	299-5242	勝浦市吉尾 174	(0470) 76-2955	自然保護課
千葉県環境衛生促進協議会	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1 県庁循環型社会推進課内	(043) 223-2649	循環型社会推進課
(一社) 千葉県産業資源循環 協会	260-0013	千葉市中央区中央 3-3-1 フジモト第一生命ビルディング 5階	(043) 239-9920	廃棄物指導課
千葉県産業廃棄物処理業 協同組合	260-0013	千葉市中央区中央 3-3-1 フジモト第一生命ビルディング 5階	(043) 301-2241	廃棄物指導課
(公財) 千葉県交通安全協会	261-0025	千葉市美浜区浜田 2-1 千葉県警察本部交通部運転免許本部内	(043) 271-8481	くらし安全推進課
(一社) 千葉県安全運転管理 協会	260-0854	千葉市中央区長洲 1-22-3 羽田ビル 3階	(043) 227-0073	くらし安全推進課
(一社) 千葉県ダンプカー協会	292-0834	木更津市潮見 4-18-8 三栄港運ビル 306	(0438) 38-0675	くらし安全推進課
(公社) 千葉犯罪被害者支援 センター	260-0013	千葉市中央区中央 3-9-16 大樹生命千葉中央ビル 7階	(043) 225-5451	くらし安全推進課
(特非) 千葉性暴力被害支援 センターちさと	260-0042	千葉市中央区椿森 4-1-2 国立病院機構千葉医療センター内	(043) 445-8883	くらし安全推進課
千葉県生活協同組合連合会	260-0013	千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館 5階	(043) 224-7753	くらし安全推進課

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	関係課
日本貸金業協会千葉県支部	260-0045	千葉市中央区弁天 1-2-8 四谷学院ビル 4 階	(043) 284-4100	くらし安全推進課
(公財) あしたの日本を創る 協 会	113-0033	東京都文京区本郷2-4-7 大成堂ビル 4 階	(03) 6240-0778	くらし安全推進課
千 葉 県 金 融 広 報 委 員 会	260-8667	千葉市中央区市場町1-1 県庁くらし安全推進課内	(043) 225-7141	くらし安全推進課
(公財) 千葉県暴力追放運動推 進センター	260-0013	千葉市中央区中央4-13-7 千葉県酒造会館内	(043) 254-8930	くらし安全推進課
千葉県青少年団体連絡協議会	260-0001	千葉市中央区都町2-1-12	(043) 309-8812	県民生活課
千葉県青少年補導員連絡協議会	272-0015	市川市鬼高1-1-4 市川市少年センター内	(047) 320-3345	県民生活課
千葉県青少年相談員連絡協議会	260-8667	千葉市中央区市場町1-1 県庁県民生活課内	(043) 223-2330	県民生活課
「小さな親切」運動千葉県本部 事 務 局	261-0001	千葉市美浜区幸町2-1-2 千葉興業銀行お客様サービス部内	(043) 243-2111	県民生活課
(一社) 千葉県障がい者 ス ポ ー ツ 協 会	263-0016	千葉市稲毛区天台6-5-1	(043) 253-6111	生涯スポーツ振興課
(公財) 千葉県スポーツ協会	263-0011	千葉市稲毛区天台町323 千葉県総合スポーツセンター内	(043) 254-0023	競技スポーツ振興課
(公財) 千葉県文化振興財団	260-8661	千葉市中央区青葉町977-1 青葉の森公園芸術文化ホール内	(043) 222-0077	文化振興課
(公財) 千葉交響楽団	260-0014	千葉市中央区本千葉町10-23	(043) 222-4231	文化振興課
千葉県芸術文化団体協議会	260-8661	千葉市中央区青葉町977-1 (公財) 千葉県文化振興財団内	(043) 222-0077	文化振興課
千 葉 県 美 術 会	260-0024	千葉市中央区中央港1-10-1 千葉県立美術館内	(043) 242-5587	文化振興課
千 葉 県 博 物 館 協 会	260-8682	千葉市中央区青葉町955-2 千葉県立中央博物館内	(043) 265-3111	文化振興課

(3) 環境生活部各課等の主な業務

環 境 生 活 部

- 1 自然環境の保全に関すること。
- 2 公害の防止に関すること。
- 3 廃棄物の処理に関すること。
- 4 消費生活の安定及び向上、青少年の健全な育成、交通安全対策その他の県民生活の向上に関すること。
- 5 文化の振興に関すること。
- 6 スポーツの振興に関すること。

環 境 政 策 課

- 1 部内各課の連絡調整に関すること。
- 2 環境及び県民生活に関する政策の立案、調整及び評価に関すること。
- 3 環境保全に関する市町村との調整及び指導に関すること。
- 4 環境保全協定に関すること。
- 5 公害紛争処理法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、公害健康被害の補償等に関する法律、環境影響評価法、千葉県環境影響評価条例等の施行に関すること。
- 6 環境研究センターに関すること。
- 7 環境審議会（薬務課及び自然保護課において所掌するものを除く。）、公害審査会及び環境影響評価委員会に関すること。
- 8 千葉県環境財団に関すること。
- 9 その他部内他課の所掌に属しない事項に関すること。

大 気 保 全 課

- 1 大気汚染発生源に対する監視及び指導に関すること。
- 2 大気汚染状況の常時監視に関すること。
- 3 大気汚染防止のために必要な調査、測定、検査等に関すること。
- 4 大気汚染防止に関する技術研究の推進及び指導に関すること。
- 5 騒音、悪臭及び振動に関する調査、規制及び指導に関すること。
- 6 大気情報管理システムの総合的企画及び調整に関すること。
- 7 自動車公害の防止に係る企画、調査及び調整に関すること。
- 8 自動車公害の防止に係る事業に関すること。
- 9 石綿問題に関する総合対策に係る関係機関及び関係部課との連絡調整に関すること。
- 10 大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、振動規制法、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法（水質保全課において所掌するものを除く。）、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律、石綿による健康被害の救済に関する法律（石綿健康被害救済基金に充てるための資金の拠出に限る。）、千葉県環境保全条例（自動車の使用に伴う環境への負荷の低減に係るもの（温暖化対策推進課において所掌するものを除く）に限る。）、千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例、

- 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例等の施行に関すること。
- 11 自動車排出窒素酸化物総量削減計画等策定協議会に関すること。

水 質 保 全 課

- 1 公共用水域及び地下水の水質の汚濁源に対する監視及び指導に関すること。
- 2 公共用水域及び地下水の水質の汚濁防止のために必要な調査、測定、検査等に関すること。
- 3 公共用水域及び地下水の水質の汚濁防止に関する技術研究の推進及び指導に関すること。
- 4 地盤沈下防止に関する調査及び指導に関すること。
- 5 湖沼水質保全計画の策定及び推進に関すること。
- 6 生活排水対策浄化槽推進事業に関すること。
- 7 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、水質汚濁防止法、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（土壌の汚染防止のための規制措置に係るものに限る。）、浄化槽法（建築指導課において所掌するものを除く。）、湖沼水質保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法（水質の汚濁及び土壌の汚染に係るものに限る。）、土壌汚染対策法、千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例、千葉県環境保全条例（水質及び地質の保全に係るものに限る。）等の施行に関すること。

自 然 保 護 課

- 1 自然保護に関する計画の策定及び連絡調整に関すること。
- 2 自然保護の推進に関すること。
- 3 自然保護に関する市町村の指導に関すること。
- 4 自然保護及び植物愛護に関する思想の普及及びかん養に関すること。
- 5 動物愛護に関する思想の普及及びかん養に関すること（衛生指導課において所掌するものを除く。）。)
- 6 鳥獣による被害の防止に係る事業に関すること（農地・農村振興課において所掌するものを除く。）。)
- 7 自然公園法、自然環境保全法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、千葉県立自然公園条例、千葉県自然環境保全条例、千葉県自然公園施設設置管理条例、千葉県射撃場設置管理条例等の施行に関すること。
- 8 環境審議会（自然環境保全法第51条第2項に関するもの（薬務課において所掌するものを除く。）に限る。）に関すること。

循 環 型 社 会 推 進 課

- 1 廃棄物の処理に関する総合調整に関すること。
- 2 廃棄物の処理に係る企画及び調査に関すること。
- 3 循環型社会づくりの推進及びエコタウンプランに関すること。
- 4 環境保全活動及び環境学習の推進に関すること。
- 5 ちば環境再生基金に係る企画及び調整に関すること。
- 6 一般廃棄物の処理に係る市町村に対する技術的助言に関すること。
- 7 一般廃棄物処理施設（市町村が設置したものに限る。）の設置者及び管理者に対する指導に関すること。
- 8 産業廃棄物の排出事業者の指導（多量排出事業者の処理計画に係るものに限る。）に関すること。

- 9 下水道の終末処理場によるくみ取りし尿の処理に係る勧告及び維持管理の報告の徴収に関すること。
- 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物指導課及びヤード・残土対策課において所掌するものを除く。）、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定家庭用機器再商品化法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（再資源化の実施に係るもの（廃棄物指導課において所掌するものを除く。）に限る。）、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（森林課、漁港課、河川環境課及び港湾課において所掌するものを除く。）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行に関すること。

温 暖 化 対 策 推 進 課

- 1 地球温暖化対策に係る総合調整に関すること。
- 2 地球温暖化対策の推進に関すること（他課において所掌するものを除く。）。
- 3 次世代自動車の普及に関すること。
- 4 地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法、千葉県環境保全条例（自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための長期計画及び指針に関することに限る。）の施行に関すること。

廃 棄 物 指 導 課

- 1 産業廃棄物の処理の指導に係る企画及び調整に関すること。
- 2 一般廃棄物処理施設（循環型社会推進課において所掌するものを除く。）及び産業廃棄物処理施設の設置者に対する指導に関すること。
- 3 産業廃棄物の排出事業者の指導（循環型社会推進課において所掌するものを除く。）に関すること。
- 4 産業廃棄物の処理業者の指導に関すること。
- 5 産業廃棄物の不適正な処理に係る監視及び指導に関すること。
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第2号から第5号までに掲げる事務に係るものに限る。）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（再資源化の実施に係る事業者の指導に限る。）、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例、千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例の施行に関すること。
- 7 廃棄物処理施設設置等審議会に関すること。

ヤ ー ド ・ 残 土 対 策 課

- 1 自動車リサイクルに係る指導及び監視に関すること。
- 2 自動車ヤードにおける保管等に係る指導及び監視に関すること。
- 3 フロン類の適正な管理等に係る指導及び監視に関すること
- 4 特定再生資源屋外保管業に係る指導及び監視に関すること。
- 5 有害使用済機器の保管等に係る指導及び監視に関すること。
- 6 土砂等の埋立て等に係る指導及び監視に関すること。
- 7 再生土の埋立て等に係る指導及び監視に関すること。

- 8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第1号から第7号に掲げる事務に係るものに限る。）、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例及び千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の施行に関すること。

く ら し 安 全 推 進 課

- 1 交通安全対策の総合企画に関すること。
- 2 交通安全思想の普及に関すること。
- 3 交通安全対策に関する調査統計に関すること。
- 4 市町村が行う交通安全対策の指導に関すること。
- 5 交通事故相談に関すること。
- 6 県民の生活上の安全の確保に関する総合対策並びに関係機関及び関係部課との連絡調整に関すること。
- 7 消費者行政に関すること。
- 8 金融の広報に関すること。
- 9 貸金業に関すること。
- 10 新生活運動に関すること。
- 11 消費生活協同組合法、割賦販売法、家庭用品品質表示法、不当景品類及び不当表示防止法、消費者基本法、交通安全対策基本法、消費生活用製品安全法、特定商取引に関する法律、貸金業法、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律、消費者安全法、千葉県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例、千葉県交通安全条例、千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例、千葉県犯罪被害者等支援条例、千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例、千葉県暴力団排除条例、千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例等の施行に関すること。
- 12 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律及び国民生活安定緊急措置法の施行並びにこれらの法律の施行に係る総合調整に関すること。
- 13 消費者センターに関すること。
- 14 交通安全対策会議及び消費者行政審議会に関すること。

県 民 生 活 課

- 1 ボランティア活動、NPO活動等の促進に関する総合対策並びに関係機関との連携及び関係部課との連絡調整に関すること。
- 2 ボランティア活動、NPO活動等の普及啓発に関すること。
- 3 特定非営利活動促進法の施行に関すること。
- 4 青少年に関する総合対策並びに関係機関及び関係部課との連絡調整に関すること。
- 5 青少年育成団体に関すること。
- 6 青少年相談員に関すること。
- 7 青少年育成施設に関すること。
- 8 子ども・若者育成支援推進法及び千葉県青少年健全育成条例等の施行に関すること。
- 9 青少年問題協議会に関すること。

生涯スポーツ振興課

- 1 千葉県スポーツ推進審議会及び千葉県体育・スポーツ推進計画に関すること。
- 2 「新たなスポーツ」の普及促進に関すること。
- 3 生涯スポーツの振興に関すること。
- 4 パラスポーツの振興に関すること。
- 5 障害者スポーツ・レクリエーションセンターに関すること。
- 6 ちばアクアラインマラソンに関すること。

競技スポーツ振興課

- 1 スポーツ大会及び競技会に関する指導及びその実施に関すること。
- 2 競技スポーツに係る国庫補助に関すること。
- 3 競技スポーツ団体の育成に関すること。
- 4 競技スポーツ指導者の育成に関すること。
- 5 スポーツ施設の設置及び運営の指導に関すること。
- 6 総合スポーツセンター及び国際総合水泳場に関すること。
- 7 千葉県スポーツ協会に関すること。

文化振興課

- 1 文化振興に係る企画及び調整に関すること。
- 2 文化活動の推進に関すること。
- 3 著作権の普及・啓発に関すること。
- 4 千葉県文化振興財団に関すること。
- 5 千葉交響楽団に関すること。
- 6 芸術祭に関すること。
- 7 県民の日に関すること。
- 8 博物館等文化施設に係る国庫補助に関すること。
- 9 千葉県美術品等取得基金の管理に関すること。
- 10 文化芸術基本法及び千葉県文化芸術の振興に関する条例の施行に関すること。
- 11 文化会館及び県立の博物館に関すること。

環境研究センター

- 1 大気汚染、悪臭、騒音及び振動に係る公害の防止及び環境の保全のための調査研究並びに環境放射能の調査研究に関すること。
- 2 廃棄物及び化学物質に係る調査研究に関すること。
- 3 水質環境に係る調査研究に関すること。
- 4 地質環境に係る調査研究に関すること。
- 5 環境に係る研修及び啓発・環境学習に関すること。
- 6 地域気候変動適応センターに関すること。

消 費 者 セ ン タ ー

- 1 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
- 2 消費生活に関する商品の試験及び検査に関すること。
- 3 消費生活に関する講座、講習会等の開催及び資料等の展示に関すること。
- 4 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 5 その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

美 術 館

- 1 千葉県ゆかりの美術・文化を中心とした資料収集・保存に関すること。
- 2 美術資料や調査・研究成果の蓄積と、その情報の発信に関すること。
- 3 専門性や体験を重視した生涯学習機会の提供と、美術や文化を愛する人材育成に関すること。
- 4 美術を通じた地域づくりの支援に関すること。

中 央 博 物 館

- 1 自然と歴史に関する資料・情報の収集・保存に関すること。
- 2 自然と歴史に関する調査・研究、展示・情報発信、教育・普及に関すること。
- 3 その他中央博物館の設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

現 代 産 業 科 学 館

- 1 鉄鋼・石油・電力などの本県の基幹産業や、先端技術産業等に応用された科学技術の調査研究・資料収集・保存・展示に関すること。
- 2 本県産業に関わる歴史的資料の保存と県内外への情報発信に関すること。
- 3 科学技術や文化に親しむ場として実施する、子どもから大人まで体験できる展示・演示実験、各種教育普及事業に関すること。
- 4 産業界、学校教育、NPO組織等と連携した、専門性を持った幅広い活動に関すること。

関 宿 城 博 物 館

- 1 房総の河川を中心とした川の歴史・民俗・土木技術や近世関宿藩の調査研究に関すること。
- 2 房総の河川、河川交通と伝統産業及び関宿藩関係資料の展示に関すること。
- 3 河川及び関宿藩に関する資料収集・保管に関すること。
- 4 県民の生涯学習促進を図る展示図録等の刊行及び講演会・研究会・史跡探訪会に関すること。

地域振興事務所企画課

- 1 県民の日地域事業に関すること。
- 2 交通安全対策に関すること。
- 3 青少年の健全育成に関すること。
- 4 市町村の青少年問題協議会に関すること。
- 5 前各号に掲げるもののほか、県民生活の向上に関すること。

※地域振興事務所は総務部の出先機関であるため、環境生活部関係業務について抜粋

地域振興事務所地域環境保全課

- 1 大気汚染発生源に対する監視及び指導に関すること。
- 2 水質汚濁源に対する監視及び指導に関すること。
- 3 浄化槽の設置者、管理者、保守点検業者及び清掃業者の指導に関すること。
- 4 一般廃棄物処理施設の設置者及び管理者に対する指導に関すること。
- 5 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者並びに有害使用済機器の保管又は処分を業とする者の指導に関すること。
- 6 産業廃棄物及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の不適正な処理並びに有害使用済機器の不適正な保管等に係る監視及び指導に関すること。
- 7 大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の施行に関すること。
- 8 千葉県環境保全条例、千葉県自然環境保全条例、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例、千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例等の施行に関すること。
- 9 前各号に掲げるもののほか環境の保全に関すること。

※地域振興事務所は総務部の出先機関であるため、環境生活部関係業務について抜粋

(4) 窓口・担当課連絡先一覧

課 名	内 容	担当班・室等	電 話
環 境 政 策 課	公害の苦情相談について 環境保全融資相談について 環境影響評価制度（環境アセスメント）について 三番瀬再生について	政策室 環境影響評価・指導班 環境影響評価・指導班 政策室	(043) 223-4660 (043) 223-4135 (043) 223-4138 (043) 223-4705
大 気 保 全 課	化学物質対策、P R T R法について アスベスト（石綿）対策について 工場・事業場からのばい煙、粉じん、V O C対策について 大気環境状況（光化学スモッグ、P M 2 . 5 など）について 大気環境情報の電話サービスについて 騒音・振動・悪臭について 自動車環境対策について ディーゼル自動車排出ガス対策について オフロード法について	大気指導班 大気規制班 大気規制班 大気監視班 大気監視班 特殊公害班 自動車環境対策班 自動車環境対策班 自動車環境対策班	(043) 223-3802 (043) 223-3804 (043) 223-3804 (043) 223-3803 (043) 223-0551 (043) 223-3805 (043) 223-3810 (043) 223-3810 (043) 223-3810
水 質 保 全 課	工場・事業場からの排水関係について 浄化槽について 公共用水域（河川・湖沼・海）及び地下水の水質関係について 手賀沼、印旛沼の水質浄化について 地盤沈下、地下水採取規制について 地下水汚染、土壌汚染について	水質指導・規制班 浄化槽班 水質監視班 湖沼浄化対策班 地盤沈下対策班 地質汚染対策班	(043) 223-3871 (043) 223-3813 (043) 223-3816 (043) 223-3821 (043) 223-3822 (043) 223-3812
自 然 保 護 課	工場・事業場の緑化協定及び自然環境保全協定に関すること 生物多様性に関すること 外来種対策に関すること（鳥獣関係以外） 外来種対策に関すること（鳥獣関係） 自然公園の規制等について 首都圏自然歩道（関東ふれあいの道）等に関すること 鳥獣の捕獲許可に関すること 鳥獣保護区等の規制等について 狩猟免許に関すること	自然環境企画班 生物多様性センター 生物多様性センター 鳥獣対策班 施設管理班 施設管理班 狩猟・保護班 狩猟・保護班 狩猟・保護班	(043) 223-2971 (043) 265-3601 (043) 265-3601 (043) 223-2058 (043) 223-2056 (043) 223-2059 (043) 223-2972 (043) 223-2972 (043) 223-2972
循 環 型 社 会 推 進 課	廃棄物処理計画について 一般廃棄物の処理に係る市町村への技術的助言について 災害廃棄物処理に関すること バイオマスの活用について 産業廃棄物多量排出事業者の指導について 海岸漂着物処理推進法について 環境学習について 廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化について	資源循環企画室 資源循環企画室 資源循環企画室 資源循環企画室 資源循環企画室 環境保全活動推進班 環境保全活動推進班 環境保全活動推進班	(043) 223-2759 (043) 223-2758 (043) 223-2758 (043) 223-2759 (043) 223-2759 (043) 223-4144 (043) 223-2760 (043) 223-4144

課 名	内 容	担当班・室等	電 話
温 暖 化 対 策 推 進 課	地球温暖化対策に関すること 地球温暖化対策実行計画について エコオフィスプランについて 次世代自動車の普及に関すること	企画調整班 企画調整班 エコオフィス・次世代自動車推進班 エコオフィス・次世代自動車推進班	(043) 223-4645 (043) 223-4139 (043) 223-4563 (043) 223-4563
廃 棄 物 指 導 課	県外産業廃棄物の適正処理について 産業廃棄物管理票交付状況報告書について PCB廃棄物対策に関すること 産業廃棄物排出事業者の適正処理の推進について 産業廃棄物収集運搬業（許可）に関すること 産業廃棄物処分業（許可）に関すること 産業廃棄物の不法投棄等について	指導企画班 指導企画班 指導企画班 指導企画班 指導企画班 産業廃棄物指導室 監視指導室	(043) 223-2757 (043) 223-2757 (043) 223-2757 (043) 223-2757 (043) 223-2654 (043) 223-2655 (043) 223-3801
ヤード・残土 対 策 課	自動車リサイクルに関すること フロン類の適正な管理等について 自動車ヤードに関すること 有害使用済機器の保管等に関すること 金属スクラップヤード等に関すること 残土の埋立て等について 再生土の埋立て等について 残土・再生土及び自動車ヤード・金属スクラップヤードの監視指導について	自動車ヤード対策班 自動車ヤード対策班 自動車ヤード対策班 金属スクラップヤード対策班 金属スクラップヤード対策班 残土・再生土対策班 残土・再生土対策班 監視指導班	(043) 223-4658 (043) 223-4658 (043) 223-4722 (043) 223-3275 (043) 223-3275 (043) 223-2641 (043) 223-2854 (043) 223-4724
く ら し 安 全 推 進 課	交通安全運動、その他啓発活動等について 交通安全推進隊について 交通安全教育について 交通安全教育ビデオ等の貸出しについて 交通安全教育推進員派遣について 交通事故相談について 安全・安心まちづくりに関すること 犯罪被害者等相談に関すること 消費者行政に関すること 事業者指導に関すること 貸金業に関すること 暴力団の排除推進に関すること	交通安全対策室 交通安全対策室 交通安全対策室 交通安全対策室 交通安全対策室 交通安全対策室 防犯対策推進室 防犯対策推進室 消費者安全推進室 消費者安全推進室 消費者安全推進室 暴力団排除推進室	(043) 223-2263 (043) 223-2263 (043) 223-2263 (043) 223-2263 (043) 223-2263 (043) 223-2263 (043) 223-2333 (043) 223-2267 (043) 223-2292 (043) 223-2262 (043) 223-2271 (043) 223-2364
県 民 生 活 課	県民活動の広報及び普及啓発・促進について 市民活動団体等の連携・協働の促進について 特定非営利活動法人（NPO法人）について 青少年健全育成に関すること	県民活動推進班 県民活動推進班 NPO法人班 子ども・若者育成支援室	(043) 223-4133 (043) 223-4147 (043) 223-4137 (043) 223-2330

課 名	内 容	担当班・室等	電 話
生涯スポーツ 振興課	体育・スポーツ推進計画関係 「新たなスポーツ」の普及促進関係 東京オリンピック・パラリンピック関係 生涯スポーツ関係 パラスポーツ関係 ちばアクアラインマラソン関係	企画調整班 企画調整班 企画調整班 生涯スポーツ室 生涯スポーツ室 ちばアクアラインマラソン準備室	(043) 223-2449 (043) 223-2449 (043) 223-2448 (043) 223-4105 (043) 223-3483 (043) 223-4107
競技スポーツ 振興課	総合スポーツセンターに関すること 国際総合水泳場に関すること 競技力向上推進本部事業に関すること アスリート強化支援に関すること 国民スポーツ大会関東ブロック大会に関すること	施設・調整班 施設・調整班 競技スポーツ班 競技スポーツ班 国民スポーツ大会関東ブ ロック大会班	(043) 223-4106 (043) 223-4106 (043) 223-4104 (043) 223-4104 (043) 223-4523
文化振興課	千葉県文化芸術推進基本計画について 文化の振興について 県立文化会館に関すること 千葉・県民文化祭について 県民の日について 芸術祭について 県立博物館・美術館に関すること 県立房総のむらに関すること	企画調整班 文化振興班 文化振興班 企画調整班 文化企画室 文化企画室 学芸振興室 学芸振興室	(043) 223-2408 (043) 223-2406 (043) 223-2406 (043) 223-2408 (043) 223-3945 (043) 223-3945 (043) 223-4127 (043) 223-4127
環境研究センター	調査研究の企画及び環境学習関係 地域気候変動適応センター関係 大気・悪臭・騒音関係 廃棄物・化学物質関係 水質関係 地質関係	企画情報室 企画情報室 大気騒音振動研究室 廃棄物・化学物質研究室 水質環境研究室 地質環境研究室	(0436) 24-5309 (0436) 24-5309 (0436) 21-6371 (0436) 23-7777 (043) 243-2935 (043) 243-0261
消費者センター	消費者契約、販売方法、商品・役務等に関する相談 多重債務に関する相談		(047) 434-0999
美術館	施設管理他、庶務に関すること 美術館の教育普及事業に関すること 美術館の展示事業に関すること	庶務課 普及課 学芸課	(043) 242-8311

課 名	内 容	担当班・室等	電 話
中 央 博 物 館	施設管理他、庶務に関すること 中央博物館の企画及び内外調整に関すること 中央博物館の教育普及事業に関すること 中央博物館の地域連携事業に関すること 中央博物館の展示に関すること 中央博物館の資料管理・活用に関すること 中央博物館の資料収集、調査研究に関すること 大利根分館に関すること 大多喜城分館に関すること 分館の海の博物館に関すること	管理課 企画調整課 教育普及課 地域連携課 展示課 資料管理課 研究課 大利根分館 大多喜城分館 分館海の博物館	(043) 265-3111 (0478) 56-0101 (0470) 82-3007 (0470) 76-1133
現代産業科学館	施設管理他、庶務に関すること 現代産業科学館の教育普及事業に関すること 現代産業科学館の展示事業に関すること	庶務課 普及課 学芸課	(047) 379-2000
関宿城博物館	施設管理他、庶務に関すること 関宿城博物館に関すること	庶務課 学芸課	(04) 7196-1400

ホームページURL

千葉県庁のHP	https://www.pref.chiba.lg.jp/
環境政策課	https://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/index.html
大気保全課	https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/index.html
光化学スモッグ情報 PM2.5等情報	https://www.air.taiki.pref.chiba.lg.jp/
〃（携帯電話）	https://www.air.taiki.pref.chiba.lg.jp/k/
水質保全課	https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/index.html
自然保護課	https://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/index.html
生物多様性センター	https://www.bdcchiba.jp/index.html
循環型社会推進課	https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/index.html
温暖化対策推進課	https://www.pref.chiba.lg.jp/ontai/index.html
廃棄物指導課	https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/index.html
ヤード・残土対策課	https://www.pref.chiba.lg.jp/yard/
くらし安全推進課	https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/index.html
県民生活課	https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/index.html
ちばボランティアナビ	https://chiba-volunteer.jp
NPO・ボランティア情報ネット	https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/npo/nponet-link.html
ちばボランティア情報局	https://www.facebook.com/chibavola2020/
生涯スポーツ振興課	https://www.pref.chiba.lg.jp/shousupo/index.html
競技スポーツ振興課	https://www.pref.chiba.lg.jp/kyousupo/index.html
文化振興課	https://www.pref.chiba.lg.jp/bunshin/index.html
ちば文化交流ボックス	https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/box.html
環境研究センター	https://www.pref.chiba.lg.jp/wit/index.html
消費者センター	https://www.pref.chiba.lg.jp/customer/index.html
美術館	https://www.chiba-muse.or.jp/ART/
中央博物館	https://www.chiba-muse.or.jp/NATURAL/
分館海の博物館	https://www.chiba-muse.or.jp/UMIHAKU/
大多喜城分館	https://www.chiba-muse.or.jp/NATURAL/sonan/

大 利 根 分 館	https://www.chiba-muse.or.jp/NATURAL/otone/
現代産業科学館	https://www.chiba-muse.or.jp/SCIENCE/
関宿城博物館	https://www.chiba-muse.or.jp/SEKIYADO/